



No.9

International Peace Research Institute,
Meiji Gakuin University
January 2024

明治学院大学国際平和研究所 『PRIME Occasional Papers』

1986年に設立された明治学院大学の国際平和研究所 (PRIME:International Peace Research Institute, Meiji Gakuin University) は世界平和の諸条件の学問的解明と、学内外の平和研究の振興を主な目的に活動してきました。そのひとつとして、毎年『PRIME』を発行してきました。

この『PRIME Occasional Papers』は、一層めまぐるしく変動する現代社会の動向に迅速に対応すべく、当研究所の毎年開催する国際シンポジウムでの議論や、所員の活動報告などを中心に、萌芽的かつ挑戦的な議論を発信することを課題としています。

PRIME
International
Peace
Research
Institute,
Meiji Gakuin University

PRIME

Occasional Papers

第9号

「外国人」問題から共生を考える——米国統治下から現在まで

(PRIME共催「復帰」50年国際シンポジウム報告)

趣旨説明／謝辞	土井智義
第1部	
「非琉球人」管理制度の概要	土井智義
「非琉球人」として生きる：経験者へのインタビュー	内山照雄、古賀な、子 (聞き手) 土井智義、(司会) 秋山道宏
第2部	
沖縄に在留する朝鮮半島出身者の法的地位	金美恵
1990年以降のグローバル化と新たな「外国人」管理制度	古屋哲
総合討論	金美恵、土井智義、古屋哲 (司会) 秋山道宏
あとがき	秋山道宏

明治学院大学国際平和研究所

『PRIME Occasional Papers』

第9号 目次

(2024年2月発行)

趣旨説明／謝辞

土井智義 2

第1部

「非琉球人」管理制度の概要

土井智義 8

「非琉球人」として生きる：経験者へのインタビュー

内山照雄、古賀な、子
(聞き手) 土井智義、(司会) 秋山道宏 .. 26

第2部

沖縄に在留する朝鮮半島出身者の法的地位

金美恵 42

1990年以降のグローバル化と新たな「外国人」管理制度

古屋哲 54

総合討論

金美恵、土井智義、古屋哲
(司会) 秋山道宏 66

あとがき

秋山道宏 76

趣旨説明

土井智義
(PRIME 助手)

はじめに

本報告書は、2023年2月11日に沖縄国際大学で開催された、「復帰」50年国際シンポジウム『「外国人」問題から共生を考える——米国統治下から現在まで』の記録である。

シンポジウムが開催された2月11日は、国が定めた「建国記念の日」であった。例年、この日は「建国」を祝うことに対して賛成／反対の双方の立場から集会がもたれるので、注目されることが多い。一方、あまり知られていないが、「外国人」問題や「共生」という観点からすれば、この日は沖縄戦後史上、重要な出来事があった日として記憶されるべきである。沖縄が米国の統治下にあった1954年2月11日、米国民政府は布令第125号「琉球列島出入管理令」を制定し、前年の1953年に成立させた「外国人」管理制度を再編した。その背景については本報告書のなかで詳しく述べるが、この法は1972年に沖縄が日本に「復帰」するまで効力をもち、沖縄を含む現在の日本全国で施行されている「出入国管理及び難民認定法」と同等の役割を担っていたことを指摘しておこう。シンポジウムは、この布令制定から69年、そして米国統治下の「外国人」問題に深く関わる奄美返還から70年を迎えた年に開かれたものである。

近年、「外国人」を含むマイノリティとの「共生」は、原則として誰もが否定しがたい価値となっている。そして、「ヘイトスピーチ」などの差別的言動を抑止する法律や地方自治体レベルの条例も登場した。たしかに差別的で排外的な言動は、絶対に禁止されるべきである。だが、「外国人」が生活のあらゆる局面で直面せざるをえない入管制度による管理の問題は、あたかも自明な行為であるとみられていないだろうか。今日、「外国人」を監視し、強制送還にも携わる法務省出入国在留管理庁でさえ「外国人との共生社会の実現」をうたっていることを想起してもよい。「外国人」にとってみれば、対面やネット上での度しがたい言動だけでなく、こうした国家機構の制度も日常的に苦境を強いる原因ではないだろうか。2021年に名古屋の入管収容所で、スリランカ出身のウィシュマ・サンダマリさんが命を奪われたことを、私たちは忘れられるわけにはいかない。本シンポジウムは、このような「共生」を求める理念がときに「ヘイトスピーチ」批判に極限される傾向を踏まえ、国家権力機構の入管制度により「外国人」が苦難を強いられることを「問題」とみて、より広い視点で「共生」を構想する機会となることを求めて企画したのであった。

では、なぜ「外国人」問題が沖縄の「復帰」50年とかかわるのか。それは「復帰」前の沖縄が米国の排他的支配下であって日本の外部であったため、日本「本土」とは異なる入管制度が敷かれていたからである。それゆえに本シンポジウムは、まず「外国人」問題について沖縄社会に向けて問いを投げかけようとするものである。同時に「復帰」後の現在、米国統治下の沖縄をけっして外部化できない日本社会総体への問いでもあることを確認しておきたい。

沖縄における「外国人」について

ここまで、とくに注釈なく「外国人」と書いてきたが、沖縄の「外国人」といえば誰のことを指すのだろうか。どのような人びとが「外国人」として苦境にあった／あるのだろうか。その問いは、ひるがえって過去、そして現在の沖縄をめぐって「外国人」としては想起されることのない人を想像することにもつながるだろう。「復帰」から50年以上の時間が経ち、いまなお軍事基地問題で揺れる沖縄。一体、その地に生きた／生きる人びとは、どのような人たちなのだろうか。「復帰」50年という区切りに何ら取り上げるべき意味はない。だが、これを機に沖縄という場を通して「外国人」について思いを巡らせることで、その地に生きた人びとの具体的な背景や生き様をあらためて考え直す機会にしてもよいだろう。

ところで、沖縄では、日常的に「ウチナーンチュ（沖縄の人）」「ナイチャー（内地の者）」「ニホンジン（日本人）」「ガイジン（外国人）」などといって人を区別することが慣習化されている。もちろん、こうした人を区分する行為は日本全国および世界中でみられるだろう（ローカル色が強いとされる「カンサイジン（関西人）」などもある）。ただし、近年の沖縄では社会運動を含む政治や行政の場でも「ウチナーンチュ」という言葉が多用され、その語は歴史を共有するかどうか／すべきかどうかという文化的・社会的な意味さえ帯び、「有権者」としての「日本国民」には還元できない人の区分にかかわる集合性の表明と一体となる傾向がある。とくに米軍基地や近年の自衛隊基地建設をめぐっても、「ウチナーンチュ」という言葉が前面にあらわれるように、そうした集合性の表示は日本国の一都道府県にとどまらない沖縄の歴史や現状が反映されているともいえよう。

なるほど、沖縄の苦闘にみちた近現代史をみると、「ウチナーンチュ」という集合性の高まりが自明であるかのようにみえるかもしれない。しかし、人の区分は制度や慣習のなかで差別的な扱いにも連動しうる。日本全国、ひいては世界各地と同じく、沖縄においても、入管制度等によって特定の人びとが差別的な扱いを受けている事実を忘れるわけにはいかない。人間が「自由」に生きるということを求めるかぎり、強制送還や諸権利からの排除を正当化して維持する政府や地方自治体の施策、資本制というグローバルな歴史条件、さらにそれを支持さえする全国や地方の社会も変革の対象としなければならないだろう。それは基地問題を問い続けることとけっして矛盾するものではない。そのためには、「ウチナーンチュ」「ナイチャー」「ニホンジン」「ガイジン」などの言葉を問い直し、誰がどのような文脈でそれらに含まれ、あるいは含まれないかを検証することが不可欠である。「共生」の現場は行政だけではなく、私たちが様々に内面化し、日常のなかで繰り返す人を区分するあり方にも存在する。

たとえば、「ガイジン」という響きをとってみよう。沖縄に所在する人にこの言葉を重ねるとき、多くの人が米軍将兵の姿を思い起こすのではないか。もちろん近年ではアルバイトの留学生を含めて、海外からの労働者が沖縄でも増えていることは誰もが認めるところである。米軍将兵と移住労働者では法的地位や地元社会との関係がまったく異なるにもかかわらず、「ガイジン」という言葉が移住労働者である人たちにも使われることがある。また、「ナイチャー」と聞けば、「ウチナーンチュ」とは思えないが「ガイジン」にも見えない人、すなわち「本土（または内地）」からやって来て、やがて沖縄を去るという観光客的なあり方が想定されているのではないか。いずれにしても「ガイジン」と「ナイチャー」は、沖縄の住民社会において「ウチナーンチュ」と異なる存在として見ら

れているのは確かである。しかし、沖縄社会にとって「ウチナーンチュ」ではないとされる両者のあいだにはいかなる共通性があるのか、またはないのか、という人の区分に関する問題を真剣に受け止める人は少ない。

このシンポジウムでは、タイトルに「外国人」と「共生」という言葉を掲げた。それは沖縄という具体的な現場から、生活空間のなかで「外国人」と共に生きることを最大の関心事としたいからである。そして、ここで「外国人」というとき、もちろん沖縄県民を含む日本国民と法的に区別され、日本国民に科されることのない収容や強制送還の危険にさらされる人を意味している。だが、それだけではない。法的な地位が何であれ、言葉や名前、外見等により住民社会の主流から区別され、とりわけ別の場所に帰るべき者とみなされる人も「外国人」ととらえ、より広い意味で議論することを目指している。それは何よりも、人の区分それ自体を自明視せず、特定の人びとが「外国人」としてくり上げられる歴史をも再考したいからだ。一般に法的地位と同一視される「外国人」問題を、沖縄を中心とする入管制度の歴史や現在を踏まえ、人の区分が制度や慣習のなかで生み出される動態から批判的に検証する機会としたい。

米国統治下の歴史を振り返る意義

2023年3月31日、「沖縄県差別のない人権尊重社会づくり条例」が制定された。この条例は、排外主義反対を目的に近年制定が求められていたものである。沖縄県が制定した条例を他の自治体条例と比較したとき、「本邦外出身者」に対する差別的言動の対策に加え、「県民に対する誹謗中傷」への対策が挙げられていることが特徴である。とりわけ戦前・戦中の時期、そして現在もあり得るが、沖縄出身者が受けた被差別経験を考えると、基地建設反対運動に向けられた様々な侮蔑的な言動への対策を含むこの条例案は必要なものであろう。

ただ、制定に至るまでの過程では、条例を推進する立場とそれを支持するメディアが、中国からの観光客たちに向けられた排外的言動が沖縄にも存在することを認めると同時に、「県民」という言葉をたびたび批判し、「差別」被害の対象を「琉球・沖縄ルーツ」なる人に限定せよという主張が繰り返された。この出来事は、本シンポジウムの趣旨に則して看過できない問題をはらんでいる。いったい沖縄の地で、あるいは沖縄にかかわって誰が被害を受けてきたのだろうか。「ルーツ」なる基準で「県民」を分割することは、「本邦外出身者」への差別と沖縄をめぐる差別の批判と両立しうるのだろうか。「多文化共生」という言葉が聞かれて久しいなか、あらためて沖縄で誰が「本邦外出身者」に該当するのか、あるいはそれと同義語として流通する「外国人」とされてきたのか、そして「県民」とは誰を指してきたのだろうか、問い直してみる価値がある。

米国統治下の沖縄では、強制送還の適応を受けた「外国人」は——それは当時「非琉球人」と行政的に慣用されることもあった——、米軍関係者を除く沖縄県籍のない人であった。沖縄の「復帰」により、他府県籍者が沖縄県籍者とともに「県民」となり権利をもった一方、日本国籍なき人は新たに沖縄県在住の「在日外国人」となり、現在に至る。沖縄では、米国統治下に日本や米国の「本土」とも異なる「外国人」がつくられ、さらに「復帰」によって特定の人びとが入管の対象から完全に外れたという事実がある。これらの事柄を、沖縄の歴史からあえて忘れる理由はない。沖縄をめぐって人権や自由に基づく平和を求めるならば、今日では日本政府入管当局でさえ使用するのと

は別の意味で「外国人」との「共生」が希求されるべきであり、そもそも私たちが自明視する入管制度の存在自体を否定してもいいのではないだろうか。

本企画は、このような問いを考えるため、「復帰」50年を機に研究者と当事者を招き、主に米国統治下から現在までを対象に、沖縄に実在する「外国人」管理制度や当事者の経験への理解を深め、新たな「共生」の知恵を沖縄から創造しようという期待をこめて開催した。

報告書の構成

第1部では、まず筆者が米国統治下の「非琉球人」管理制度を概説する。米国統治下の沖縄では国籍とは異なる基準で「外国人＝非琉球人」が規定され、結果的にその大多数を沖縄県籍以外の他府県籍者が占めた。報告では、「非琉球人」管理制度の根幹となる入管令成立の歴史過程と、「非琉球人」が受けた様々な制度上の制限が論じられる。つづいて、「非琉球人」として生きた経験をもつ当事者にご登壇いただく。おひとりは奄美返還前の加計呂麻島にある旧実久村（現瀬戸内町）から沖縄に移住された内山照雄氏、もうひとりは長崎県佐世保市生まれで2歳とのおきにご家族でコザ市（現沖縄市）に移られた古賀な、子氏である。お二人からは、制度の変遷だけでは見えないご自身の経験をお聞きする。

第2部では、日本の一部となった「復帰」後の沖縄在住の「外国人」のおかれた状況を入管制度の側面から検証する。金美恵氏は、「復帰」前後の沖縄に在留する朝鮮人の法的地位問題について論じる。言うまでもなく、帝国日本の植民地支配を歴史的背景として朝鮮人が沖縄にも暮らすことになった。日本「本土」の在日朝鮮人と同じ歴史背景をもつにもかかわらず、米国統治期を経て「復帰」後の在沖朝鮮人は、日本「本土」の在日朝鮮人よりも不安定な在留資格が強いられることになった。古屋哲氏は、近年の議論において焦点となる移住労働者をめぐる諸問題について、1990年代以降の入管制度の変遷を踏まえて解説する。とくに複雑に設定された在留資格と退去強制という「監視追放複合装置」としての入管制度により、「外国人」が婚姻などの市民的規範と学業・労働という社会活動を実質的に強制される暴力性が明らかになる。そして最後に、第1部と第2部を通じた総合討論を行う。

本報告書を通じて、「外国人」が統治する側の目的に応じてつねに追放や監視の対象となり、様々な苦境を強いられること、そして「外国人」という立場には植民地主義の歴史や資本主義の矛盾が集積することを明らかにする。その上で、「外国人」との「共生」という課題とともに、帝国日本や米国による沖縄統治の歴史、グローバル化する資本主義の問題に向き合い、それにより近代以降の被差別経験、沖縄戦、基地問題などの様々な困難が刻まれた「沖縄」の歴史と現在を見つめ直すことができると願うばかりである。

なお、本報告書では、当日の報告に基づき内容に若干の修正を加えたことを付言する。

謝辞

本シンポジウムは、明治学院大学国際平和研究所（PRIME）と科研費若手研究「米国統治下の沖縄における本土籍者の活動と「日本人意識」：1945年～1972年」（研究代表者：土井智義）の共催のもと、沖縄国際大学南島文化研究所の後援を得て開催された。明治学院大学国際平和研究所と沖縄国際大学南島文化研究所をはじめ、本企画の開催を支えて下さった方々、会場およびオンラインで当日ご参加いただいた皆様に心よりお礼を申し上げたい。

本報告書の刊行では、明治学院大学国際平和研究所『PRIME』編集委員の篠崎美生子先生、阿部浩己先生、猪瀬浩平先生、野沢慎司先生、長谷部美佳先生、平山恵先生から多くのご助力を賜った。校正作業では、須田佳実氏（一橋大学大学院博士後期課程在籍）の丁寧な作業に助けられた。また「現代沖縄の出現を考える研究会」の秋山道宏氏（沖縄国際大学准教授）、佐久本佳奈氏（日本学術振興会特別研究員 PD・東京大学）、君島朋幸氏（一橋大学大学院博士後期課程在籍）、寺田健人氏（横浜市立大学大学院博士後期課程在籍）からは、シンポジウムの準備段階から本報告書刊行まで様々にご協力を頂いた。記して感謝を申し上げる。

第 1 部

「非琉球人」管理制度の概要

土井智義 8

「非琉球人」として生きる：経験者へのインタビュー

内山照雄、古賀なゝ子
(聞き手) 土井智義、(司会) 秋山道宏 .. 26

第 1 部

「非琉球人」管理制度の概要

土井 智 義
(PRIME 助手)

はじめに

私は明治学院大学国際平和研究所助手の土井智義です。沖縄近現代史を専攻しています。本日は、「『非琉球人』管理制度の概要」というタイトルで報告をさせていただきます。まず、奄美出身で「日雇い人夫」の男性の言葉をご紹介します。これは、かれが来沖して12年目の1961年に在留登録をしていないことを理由に検挙されたとき、琉球政府法務局出入管理部の職員に向けて述べたとして記録されたものです。

私は長く沖縄に住んで、沖縄の生活になじんでおり、幸い体は健康ですので今度こそ更生して真面目に働く決心です。どうか沖縄に引き続き居れるようにしてください¹

ある場所で生きること、ただそれだけを確保するために、つねに何らかの弁明を強いられる人間が存在すること。現在の日本語で「外国人」として想起されるであろう人びとは、米国統治下の沖縄にもみられました。本報告は、このような苦境に立つ人びとがつけられ、それが維持されてしまったことが、当事者を除くと社会のなかで十分に記憶されていないという事実に鑑み、米国統治下の「外国人」管理制度の概要をご紹介します。

いま、ほかの住民一般と区別され、強制送還の適用を受ける「外国人」がいたことを指摘しましたが、先にふれたように、私の報告タイト

ルは「『非琉球人』管理制度」としています。「非琉球人」というカテゴリーは、米国民政府の布令——米国民政府は米国が住民統治のために設置した植民地政庁と理解しておいてください——「琉球列島出入管理令」（以下、入管令）によって規定されました。後に説明しますが、入管令には、1953年にはじめて制定されたものと、それを1954年に改廃して「復帰」まで効力をもった二つの布令がありました。便宜上、ここでは前者を第一次入管令、後者を第二次入管令と呼びます。大まかな定義をいうと、非琉球人は、統治者である「米軍要員」および被統治者のなかで一定の権利を付与された「琉球住民」以外の全ての人を指すと考えてください。後で述べますが、同じ「入管令」とはいえ、第一次と第二次では対象となる非琉球人の範囲が異なり、また強制送還を適用する事由にも大きな差異があります。

では、非琉球人は、制度上、どのように扱われていたのでしょうか。まず居住自体に厳しい管理が課されました。指紋押捺^{もようなづ}や在留許可証明の常時携帯が義務づけられ、居住や生活の様々な局面で厳しい制限がありました。また、密航、非正規滞在、貧困状態、性労働に従事、有罪判決を受けた場合は強制送還の対象になります。日本「本土」の場合、いわゆる「外国人」として想定される人びとと基本的に同等の立場におかれていました。たしかに、沖縄戦後史が一般的に想定する「沖縄の人びと」——当時は琉球住民とも呼ばれましたが——は、米国統治

下の沖縄の内外を移動する場合に「渡航管理」という厳しい国境管理を受けていました。しかし、それは領域を越境する時に限定され、沖縄あるいは日本「本土」に入域した後に居住が管理されることはありません。非琉球人の場合、沖縄とその域外の移動にとどまらず、沖縄での居住自体もつねに強制送還と隣り合わせの許可制に縛られていました。

また、非琉球人は諸権利の制限も受けました。米国民政府の布令や琉球政府の立法に基づく参政権などの諸権利はもちろん、日本が沖縄を対象として例外的に設けた留学制度からも排除されました。無権利状態といわれた米国統治下の沖縄にあって、非琉球人は相対的により権利がない状態におかれたといえます。

ここで注意したいのは、琉球住民と非琉球人を差異化する指標についてです。米国の植民地的支配下ではあるが、法的処遇の上で差別があったという意味で両者を「市民」と「外国人」としてみたとき、その区分は何を根拠として行われていたのでしょうか。通常、両者を分かち基準は国籍だと想定されるでしょう。しかし、米国統治下の沖縄では、国籍とは異なる基準で分けられていました。日本政府は、講和条約発効後、琉球住民に該当する人びとの日本国籍維持を明確にします。米国民政府も彼らに日本国籍が残留するという見解をもっていました。後でも触れますが、琉球住民と非琉球人の区別は日本国籍とそれ以外ではなく、また現在、沖縄に関してよくいわれる「ウチナンチュ」にみえるかどうかという判断が作用したこともありません。したがって、誰が非琉球人——外国人とされたのかは、米国統治下という日本の域外にあった沖縄の歴史に即して見る必要があるのです。

第 1 節 二つの入管令と「非琉球人」

(1) 第一次入管令

非琉球人とは誰か

先ほど入管令が二つあるときましたが、最初に登場したのが1953年1月7日制定の第一次入管令です。正式名称は、米国民政府布令第93号「琉球列島出入管理令（Control of Entry and Exit of Individuals into and from the Ryukyu Islands）」とあります。非琉球人は、この布令の第一条で、「琉球列島の駐留軍要員以外の非琉球人」と定義されます。ただ、これは琉球政府の訳で、原文は「all persons other than occupation personnel and residents of the Ryukyu Islands」、つまり駐留軍要員と琉球住民以外の全ての人という意味になります。ここから、非琉球人の範囲が、駐留軍要員および琉球住民の規定次第で変化することがわかります。したがって、非琉球人が誰かを特定するには、まず駐留軍要員と琉球住民の範囲をみておく必要があります。

では、駐留軍要員とは誰のことでしょうか。これは原則、米軍の軍人・軍属、米軍クラブや米赤十字社の「琉球人」以外の被雇用者、そしてこれらの被扶養者が該当します。駐留軍要員の出入域については、住民を管理する米国民政府ではなく、軍司令部が管轄しました。

つづいて、琉球住民をみてみましょう。第一次入管令の琉球住民定義は少し複雑です。大日本帝国が降伏した1945年9月2日を分水嶺として、主に二つのグループを琉球住民として想定していたことがわかります。引用とともに紹介しましょう。一つは、「1945年9月2日以前から引き続き北緯29度以南の琉球列島に居住した者」です。これは、1953年1月時点で琉球列島とされる地域に戦前・戦中から継続して

居住する全ての民間人を意味します。そしてもう一つは、「戸籍上の住所を琉球列島内に有し、かつ1945年9月2日以降、永住の目的をもって琉球列島に入ることを副長官により許可された者または許可される者」です。つまり1953年1月時点で琉球列島を構成していた鹿児島県大島郡と沖縄県に本籍を置き、米軍から永住目的での入域または居住が許可された者のことで、引揚者を想定していることは明らかです。一見してわかりますが、「琉球住民」が国籍や戸籍で一元的に定義されていません。なお、琉球政府が日本語に訳した用語は「琉球列島居住者」とありますが、英語の原文では「residents of the Ryukyu Islands」であり、「琉球住民」と同じと考えて差し支えありません。

これまでに「琉球列島」という言葉が出てきましたが、以下の本報告では、米国統治下の沖縄を「琉球列島」と呼びます。その理由は、第二次入管令の制定にも深くかかわりますが、1953年の12月24日まで奄美群島が同じ「琉球列島」として米国に支配されていたことが重要な意味をもつからです。つまり、琉球王国の版図や戦前の沖縄県の行政区分にも還元できない、米国統治下に再編された法域であることを理解することが大切です。

さらに補足すると、「琉球住民」という日本語訳は、第一次入管令以前からすでに1952年

2月29日制定公布の米国民政府布令第68号「琉球政府章典(Provisions of the Government of the Ryukyu Islands)」のなかで琉球政府に対する権利と義務をもつ法主体としての「Ryukyuan」の訳語に使用されていました。琉球政府章典では、「琉球住民」を「琉球の戸籍簿にその出生及び氏名の記載されている自然人」と規定しました。たしかに、琉球政府の成立に際して、「戸籍」による法主体が明記されてはいました。しかし、それは名目のみで、1952年2月には入管令もなく、琉球列島に戸籍がないからといって特別な登録が義務づけられることもありません。参政権も戸籍にかかわらずありました。

あらためて第一次入管令に立ち返ると、この布令が1953年に制定された背景には、米国統治下で独自の「市民」をつくったから自動的に非市民としての「外国人=非琉球人」がつけられたという単純な展開でないことがわかります。この点を、まず押さえていただきたいと思えます。第一次入管令制定の意味を検証するためには、入管令の制定によって管理対象となった人びとに着目することが大切です。

では、誰が第一次入管令で主な非琉球人とされたのでしょうか。まず法の規定でみると、非琉球人は、先に述べたように駐留軍要員と琉球住民の両者以外のカテゴリーでした。したがっ

表1 第一次入管令の「外人登録」者数(1953年中)

国別	月別	2月~4月 (注2)	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計 (5~12月)	合計 (2月~12月)
	日本	—	671	582	565	518	603	597	470	514	4,520	
米国	—	67	39	46	50	40	39	39	31	351		
フィリピン	—	31	27	19	14	22	11	19	33	176		
中国	—	25	14	78	8	1	10	9	10	155		
ブラジル	—	0	1	4	0	0	4	3	5	17		
英国	—	0	2	1	4	0	1	0	5	13		
その他(無国籍を含む)	—	2	1	2	3	2	2	3	3	18		
月別 合計	7,890	796	666	715	597	668	664	543	601	5,250	13,140	

出所：土井智義『米国の沖縄統治と「外国人」管理：強制送還の系譜』（法政大学出版局、2022年）178頁。

て駐留軍要員という統治者側の人間でもなく、また被統治者でありながらも琉球住民に含まれない人びとということになります。そのため、米軍占領以降に域外から入域し、琉球列島に本籍地をもつ引揚者を除いた人ということになります。結論からいうと、第一次入管令が管理対象とした最大の集団は、米軍基地建設のために日本から移入された労働者でした。表1にあるように、1953年中に第一次入管令の「外人登録(Alien Registration)」(用語は資料原文のとおり)を行った国籍別の人数をみると、1953年5月から12月まで約85%が日本です。

また、日本からどのような目的(資格)の人が来たのでしょうか。それについては在留資格別の登録者数がわからないので、入域時の資格で推定せざるをえません。表2の1953年中の国別・目的別の出入域者数によれば、「土建業」という用語で示される基地建設工事のために来沖した建設業者の労働者が最大グループを形成していることが明白です。

日本「本土」からの労働者を管理した目的

米国民政府は、なぜ第一次入管令を制定してまで日本からの労働者を中心とする移住者を管理する必要を感じたのでしょうか。1950年から始まる大規模な基地建設の大半は日本の業者が受注し、労働者を日本で雇用して連れてきました。その結果、1950年から53年にかけて、労働者が日本から集中的に琉球列島の沖縄島に

やってきました。かれら以外にも、たとえばフィリピンや中国(台湾を指すとみられる)からの基地関係業者や労働者が、第一次入管令の制定以前から問題視されていました。しかし、日本の労働者は圧倒的に数が多かったのです。米国民政府の資料によると、日本から来た労働者は最大値で1952年に約6,000人と記録されています。そして、重要なことは、ただ数が多いということではありません。とりわけ、日本の労働者の超過滞在が米国民政府によって危険視されていたのです。

日本からの労働者の移入は、雇用期間が終了すれば、企業の責任によって雇用地——つまり日本——に送還することを前提とした政策で実施されていました。その背景には、琉球列島現地の労働者と域外からきた移住労働者の「競合関係」を排除し、現地の雇用を「保護」することで民政を安定させたいという米国側の目的がありました。それにより米国統治への批判をやわらげ、より円滑に支配を行おうという意図があったのです。この政策は、米国民政府の上位機関である東京の米国極東軍司令部が1950年8月26日付で出した、琉球列島の入管方針に関する書簡「非駐留軍要員、貨物、航空機および水上船艇の琉球列島出入管理(Control of Entry and Exit of Non-Occupation Personnel, Cargo, Aircraft and Surface Vessels into and from the Ryukyus)」に基づいていました。この書簡によれば、琉球列島現地(native)の

表2 国別・目的別の出入域者数(1953年中)

国別	入域目的		訪問		商用		公用		永住		半永住		留学		土建業		その他		合計	
	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出
外国	808	1,992	0	5	3	2	47	422	3,429	1,558	0	0	0	0	3	215	439	4,502	4,421	
日本	1,551	1,246	1,393	1,250	21	15	2	3	0	0	0	0	3,545	6,448	415	1,111	6,927	10,073		
琉球住民	1,443	2,215	1,067	1,128	90	115	973	4,180	0	0	925	2,035	0	0	400	377	4,898	10,050		
総計	3,802	5,453	2,460	2,383	114	132	1,022	4,605	3,429	1,558	925	2,035	3,545	6,451	1,030	1,927	16,327	24,544		

出所：土井智義『米国の沖縄統治と「外国人」管理：強制送還の系譜』（法政大学出版局、2022年）179頁。

労働者の最大利用と外国人労働者 (foreigner) のゼロ化が同時に目指されていたのでした。しかし、このように米国側が入ってきた労働者を必ず送還させる方針を掲げたにもかかわらず、実際には、日本からの労働者が雇用終了後も引き続き米国民政府の許可なく残留し、かれらが現地労働者として生きる状態が明らかになっていったのです。

では、なぜ統治者は労働者の残留に対処するために入管令を必要としたのでしょうか。それは、既存法の出入域管理では残留した日本の労働者を強制送還できなかつたからです。入管令以前の強制送還は、1949年6月制定の米国民政府布令第1号「刑法並びに訴訟手続法典」(以下、集成刑法) という米軍に対する犯罪を取り締まる法の一部に組み込まれていました。集成刑法では、非合法入域にのみ強制送還の適用が可能で、また被統治者を琉球住民/非琉球人に区別することはありません。つまり、ある人物を強制送還しようとするれば、まず許可を得ずに入域した人を捕まえて、さらに裁判にかけて有罪判決を出す必要があったのです。したがって、日本から入域した労働者が基地建設のために許可を得て合法的に入ってきた以上、いくら米国民政府がかれらの追放を求めても強制送還によって排除することが不可能でした。さらに集成刑法には時効も存在したので、もし密航で入ってきて検挙されても、入域から3年経過したら送還できないという「問題」もありました。そこで制定されたのが第一次入管令でした。第一次入管令は、被統治者のなかに琉球住民と非琉球人という法的な区分を創出し、合わせて受付拒否も可能な「外人登録」の導入により、これまで送還できなかった合法的に入域した超過滞在者を強制送還できるようにしたのです。日本からの労働者らは、合法的に入域したかどうかにかかわらず、非琉球人として登録が

要求されます。その結果、かりに超過滞在者が非琉球人として管理を受けてでも居住したいと登録申請したとしても、米国民政府がそれを許可しないかぎり無登録状態となり、合法的に琉球列島で生きることができなくなりました。指紋押捺もともなう登録がなければ、第一次入管令違反となり、即刻強制送還の対象となるからです。米国民政府にとっては、それまで曖昧であった日本からの労働者の超過滞在を、第一次入管令のおかげで非合法化し、いつでも強制送還で「解決」する手段を確保したことになります。

(2) 第二次入管令

拡張された非琉球人の範囲

第一次入管令が制定された翌年には、すぐに新しい入管令に変更されます。それが1954年2月11日に制定された米国民政府布令第125号「琉球列島出入管理令」です。ここでは、便宜上、第二次入管令と呼びます。第二次入管令は、第一次入管令と同じ名称をもつ法ですが、その内容は大きく変更されました。

変更点のうち、まず注目すべきは、非琉球人という法カテゴリーの範囲です。非琉球人の定義は、「米軍要員及び琉球列島居住者以外のすべての者 (all persons other than United States Forces personnel and residents of the Ryukyu Islands)」とされ、駐留軍要員が米軍要員に名前が変わっていますが、その枠組み自体は第一次入管令と同じです。あくまでも統治者側の米軍要員でもなく、被統治者にありながら琉球住民 (琉球列島居住者) にも該当しない全員が非琉球人に該当します。

米軍要員は、第二次入管令で新たに登場した名称です。しかし、第一次入管令と同じく、基本的に米軍人・軍属、米軍クラブや赤十字社の

「琉球人」以外の被雇用者のことで、統治者側という立場に変わりはなく、単なる名称の変更にすぎません。もちろん第一次入管令と変わることなく、かれらは住民統治にかかわる米国民政府ではなく軍司令部が管轄します。

非琉球人にとって影響したのは、琉球住民の規定が変わったことです。これはきわめて大きなものでした。第一次入管令では、琉球住民と非琉球人を分かつ基準が国籍や戸籍ではないと述べました。しかし、第二次入管令では、琉球住民の定義が「琉球列島に本籍を有し、かつ琉球に現在居住している者」となります。琉球住民として認められるためには、琉球列島本籍と実際に居住しているという条件が課されますが、実際のところ後者の居住要件は緩く、「本籍」というのが極めて重要になります。琉球住民の範囲は琉球列島に戸籍におく人に限定され、琉

球列島独自に作成した戸籍のないかぎり、米軍要員以外の全員が非琉球人になります。なお、ここでいう琉球列島とは、1953年12月25日の奄美返還後の領域を指します。つまり沖縄県に本籍がなければ、国籍や本籍地にかかわらずすべて非琉球人として扱われます。この結果、第一次入管令では琉球住民の方に含まれていた戦前・戦中から暮らす他府県籍者や日本の植民地支配を受けていた台湾や朝鮮の人びとが非琉球人になりました。

このような布令の改変の背景には、何があったのでしょうか。いま述べた奄美返還が決定的に重要になります。その前にまず在留登録者数から、非琉球人として主に管理されたのが誰だったのかをみたいと思います。

表3は、1954年から1971年までの第二次入管令下に在留登録をした非琉球人の数、および

表3 第二次入管令の非琉球人の登録者数(1954-1971年)および沖縄県在住外国人登録者数(1972年)

	総数	日本				米国	比国	中国	朝鮮・韓国	その他・無国籍
		日本総数	全体比 (%)	奄美	奄美以外					
1954	17,277	15,945	92	12,000	3,945	450	339	387	—	96
1955	18,552	17,399	94	12,470	4,929	478	314	271	9	81
1956	17,853	16,714	94	11,632	5,082	519	247	288	14	71
1957	15,410	14,099	91	9,839	4,260	617	275	331	10	78
1958	16,245	14,864	91	10,881	3,983	599	301	347	9	125
1959	20,002	16,877	84	11,518	5,359	782	1,550	567	27	199
1960	20,683	17,187	83	11,141	6,046	808	1,667	761	42	218
1961	21,489	17,392	81	10,817	6,575	1,072	1,761	928	52	284
1962	22,173	17,589	79	10,499	7,090	1,336	1,819	988	67	374
1963	22,561	17,283	77	10,254	7,029	1,728	1,883	1,158	92	417
1964	14,672	11,047	75	—	—	1,428	851	940	85	321
1965	15,862	10,857	68	—	—	2,250	935	1,372	97	351
1966	18,217	11,946	66	—	—	2,855	1,258	1,650	139	369
1967	19,804	12,132	61	—	—	3,699	1,319	2,005	155	494
1968	21,478	12,296	57	—	—	4,631	1,374	2,433	144	600
1969	23,611	13,029	55	—	—	5,889	1,575	2,228	166	724
1970	29,121	16,932	58	—	—	7,333	2,040	1,868	203	745
1971	31,372	18,506	59	—	—	7,618	2,005	2,116	290	837
1972	6,092					2,005	1,132	1,906	183	866

注1: 数値は、すべて各年12月末日現在のものである。
 注2: 奄美出身者の登録数は、1963年まで「日本」とは別に「奄美」として掲載された。
 注3: 1972年の数値は、日本国内法による沖縄県在住の在日外国人数である。
 出所: 土井智義『米国の沖縄統治と「外国人」管理: 強制送還の系譜』(法政大学出版社、2022年) 14頁。

「復帰」後の1972年に日本の外国人登録法に基づいて登録した沖縄県在住の在日外国人の数です。数値はすべて12月末時点のものです。時間の都合上、ここでは日本国籍者、つまり沖縄県籍以外の他府県籍の人びとに注目したいと思います。

他府県籍の人は、先ほど述べたように、国籍上は琉球住民と区別がないが、第二次入管令の定義変更の結果、基地関係の労働者だけでなく、戦前・戦中からの長期居住者や沖縄生まれの者も含めて非琉球人として管理されました。一見して明らかなように、他府県籍の非琉球人は、つねに非琉球人の過半数を占めていました。とくに1964年までは75%以上を占め、その圧倒的な割合がわかります。また「復帰」後、「外国人」として登録を強いられる人の数が約3万1,000人から約6,000人に急減しています。その最大要因には、日本国籍が認められる他府県籍の非琉球人が日本法の下では入管制度の対象外となり、琉球住民とともに「沖縄県民」になったことがあるのは明らかです²。他府県籍者の非琉球人についていえば、1963年まで国籍上は同じ「日本」であるにもかかわらず、奄美と奄美以外で分けて計上されていました。実際、在沖奄美出身者は、1963年まで日本国籍（他府県籍）の非琉球人の過半数を越え、非琉球人のなかでも最大のグループでした。それは米国民政府や琉球政府の入管当局にとって、単純に数が多いという理由からではなく、奄美返還後の琉球列島から日本に強制送還できる人間を、奄美出身者とそれ以外に分けて扱う必要があったからです。実際、在沖奄美出身者の地位問題は、奄美返還の際の日米間の交渉でも中心的な課題となり、第一次入管令の制定からたった1年で第二次入管令がつくられた歴史過程に大きな影響を与えました。

奄美返還と在沖奄美出身者の完全送還計画

米国政府、とりわけ国務省と国防省は、奄美返還が実現に至る過程で、奄美返還政策の一環として在沖奄美出身者に対する事実上の完全送還計画を立てました。米国政府は、なぜそのような極端に見える計画を立案したのでしょうか。それは、米国政府が沖縄に引き続き生きようとする奄美出身者を、様々な意味において危険視していたからです。

米国務省の文書によれば、米国政府は在沖奄美出身者に貧しい者が多いことを把握し、かれらが米国による統治に不満を抱く傾向をもつこと、さらに奄美現地の激烈な復帰運動から類推し、奄美出身者の居住継続を認めると残りの琉球列島の復帰運動を刺激すると警戒しました。また、奄美出身者には犯罪者や性産業従事者が多いという偏見に基づき、治安維持的な観点からも危険視しました。このように、奄美返還後の琉球列島における総合的な社会管理のために、在沖奄美出身者を住民統治上のリスクの集積体とみなし、かれらの徹底排除を図ろうとしたのです。米国が琉球列島を自由に軍事利用のできる地域として恒久的に統治するために、そのリスク除去手段として在沖奄美出身者を「奄美人」というグループにまとめあげ、生身の人間を域外へ追い出す計画を正当化しました。一方、米国政府は、米国が琉球列島で残虐な支配を実施しているという非難を日本などの諸国から受けたくないよう、在沖奄美出身者の追放を大規模かつ集団的な強制送還とは別の方法で慎重に進めるべきだと結論づけました。この方針は、東京の米国大使館と極東軍司令部にも伝達され、米国の国策として在沖奄美出身者の事実上の完全送還計画が具体化されることとなります。

米国民政府民政副長官 D・A・D オグデンは沖縄現地トップの立場から完全送還を具体化す

るために、こうした米本国政府や東京の大使館、極東軍司令部の方針に従い、1953年12月に「奄美返還後の奄美人に関する処遇計画（Plans for Disposition of Amamians after Reversion）」を作成しました³。以下、本計画を「オグデン計画」と呼ぶことにします。また、オグデンは、この計画の趣旨を説明する12月17日付の書簡とともに、上位機関の極東軍司令部民政担当官 B・ホール・ハンロン宛に送付しました。ここでは、ハンロン宛の書簡を「説明書簡」としておきます。

オグデン計画と説明書簡には、オグデンによって在沖奄美出身者を全面的に追放すべき理由が書かれています。たとえば、オグデン計画と説明書簡では、完全送還を正当化する理由の一つに、沖縄島の過剰人口問題をあげています。説明書簡では、帝国日本の崩壊後、米国が他府県や日本の植民地など日本の勢力圏から膨大な数の人びとを琉球列島に送還させ、さらに米軍が広大な土地を強制収用した結果、沖縄島でとくに過剰人口問題が生じているとします。そして説明書簡では、つぎのように述べます。「奄美人の送還は、大したコストもかけずにこの状況〔引用者—過剰人口問題のこと〕を緩和する好機」なので、「我々には、過剰人口問題を緩和し、沖縄の失業者数を削減できる奄美人の送還が認められるべきである」。このように、オグデンは「過剰人口問題」が米軍自身の占領政策が引き起こした帰結であることを棚に上げ、約3万人と見積られる在沖奄美出身者を追放することで問題を「解決」しようというわけです。また、オグデン計画では、「過剰人口問題に加えて、外国為替・政治・犯罪抑止の理由から奄美人を送還することが望ましい」とも書いています。過剰人口も含めて、治安対策や米国にとって好ましくない政治傾向、さらには故郷への送金による外貨流出の抑止など、あらゆる

住民統治に直結する社会管理上のリスクを「奄美人」に投影し、その存在自体を完全送還によって消してしまおうという極めて排外的な計画を正当化しました。

同時に、諸外国からの非難を避けよという極東軍司令部の指示に基づき、戦間期ヨーロッパで頻発し、第二次大戦後の帝国日本勢力圏の再編過程でも実施された大規模かつ集団的な「民族」単位の住民移送（population transfer）ではない方法が追求されます。すなわち、諸個人に対する強制送還と「自発的」帰還の積み重ねで事実上の全面的追放を達成しようという計画です。これにより、貧困層や有罪判決を受けた人、性産業従事者といった社会的周縁層に強制送還を適用し、それ以外の比較的経済が安定している層に対しては諸権利の制限を通して経済的機会等から排除し、米国民政府とその管理下の琉球政府の実力行使を伴わず「自発的」に帰還させようというわけです。このように統治の安定に必要なとされる社会管理上の危険性を在沖奄美出身者に等置して追放を企図し、その方法としては対外的な非難を回避する策が検討されることになりました。

在沖奄美出身者の非琉球人化：強制送還の正当化として入管制度

では、このような背景のもと、米国民政府はどのように在沖奄美出身者の完全送還を実現しようとしたのでしょうか。その具体的な方法がオグデン計画にあらわれています。要点は、先ほども申しましたが、社会的周縁層には強制送還を適用しつつも、それ以外の層には有無を言わせぬ追放が残虐にみえて対外的な批判が起り得るので、「自発的」に居住を諦めさせるという二方向的なプランを米国民政府が立てなければならなかったということです。

そこで採用されたのが、既存の非琉球人管理

制度で実施されていた強制送還です。これこそが第一次入管令を先にみた第二次入管令のかたちへと改定させる主な要因となったものです。つまり、在沖奄美出身者の追放を、非琉球人すなわち「外国人」管理の枠組みに包摂して正当化し、実行しようというものです。それに際して、日本や諸外国から「奄美人 (Amamians)」を標的とした差別だと非難されないよう、すでに第一次入管令下で強制送還の適応を受けていた日本の労働者に在沖奄美出身者を統合し、日本政府が身柄を引き受けるべき「日本市民 (Japanese citizens)」というカテゴリーに転換して、かれらの送還が決定したら滞りなく完遂できる方法が追及されました。そうして日本「本土」からきた労働者と在沖奄美出身者を等しく「外国人=非琉球人」として管理し、送還可能にする方針が採用されることになりました。奄美返還前、米国は米日間の交渉時に、在沖奄美出身者が送還された場合、日本政府が身柄を受けるとする言質を日本政府から取っていました。そこで、日本から来た建設労働者と奄美出身者を同じカテゴリーとし、日本が受け入れなければならない法的地位として包括するために利用されたのが「戸籍」だったのです。

オグデンは、説明書簡の冒頭でこう述べていました。「私の暫定的な計画では、最終的に戸籍を琉球列島に移していない全ての日本市民を送還するつもりだ」というものです。まさにこれは、第二次入管令の琉球住民と非琉球人の分割基準そのものです。琉球列島独自の戸籍をもつかどうかで、被統治者のなかに分割をもたらした非琉球人管理は、まさに米国民政府の計画、ひいては米国の国策と結びついて維持されたのでした。

このようにして制定された第二次入管令ですが、この布令で新たに非琉球人となった人びとには、第一次入管令で非琉球人となっていた人

に加え、鹿児島県大島郡に本籍を持つ在沖奄美出身者、戦前・戦中から在留するその他の他府県籍者が圧倒的多数でした（たとえば、製糖企業の植民地的経営下にあった大東諸島の八丈系、西表の炭鉱労働者など）。よく戦前期に他府県から来た人びとを「寄留商人」といいますが、彼らは非琉球人になりません。なぜならば、かれらやその子孫は戦前の段階で沖縄県に戸籍を移していたからです。またそもそも、かれらの存在は米国統治下で統治者からも住民社会からも問題視されることがなかったのです。他方、戦前期に沖縄出身者に対して向けられた差別から逃れるなど、様々な理由で他府県籍に戸籍を変えていた元沖縄県籍者は、他府県籍である以上、先祖代々沖縄に暮らしていようとも非琉球人です。さらに日本の旧植民地出身者である台湾人や朝鮮人、元日本軍「慰安婦」として朝鮮から連れてこられた人も非琉球人として管理を受けることになりました。

住民社会からの協力姿勢

これまでにみたように、在沖奄美出身者の完全送還計画や第二次入管令の制定は、米国の国策として行われたものであって、一義的な責任は米国政府にあることは間違いありません。しかし、かれらがこのような排外的な施策を実現できると見込んだ背景には、住民社会に内在する軋轢がありました。

たとえば、オグデン計画には在沖奄美出身者について、「沖縄の犯罪者階級や売春宿で働く少女の大部分が奄美人であるという事実が確認されている（沖縄中央刑務所の男性受刑者781人のうち135人は奄美人である）」と断じる項目があります。このように住民側の資料を利用して奄美出身者を犯罪者と性産業従事者に結びつける偏見をたどれば、米国民政府が一方的に流布したとはいえない背景がみえてきます。

琉球政府が成立する1952年4月以前、住民側の行政機構は奄美・沖縄・宮古・八重山という四つの群島別に分かれていました。1950年8月までは、群島間の移動さえ米軍政府布令により軍からの許可が必要でした。米国統治下にあったこれらの島々は、帝国日本の崩壊後、兵士や民間人が大量に帰還し、戦争で多くの人びとが命を落としたことを踏まえてもなお人口が増加していました。それに加えて琉球列島からの出域が厳しく制限されていたため、人びとは米軍基地関係で仕事が多い沖縄島に移住せざるをえない状況におかれましました。沖縄島への流入は1949年から、とくに奄美と宮古からの移住者が顕著となります。その過程で沖縄島の住民社会では、沖縄以外の他群島出身者（奄美・宮古・八重山）を犯罪予備軍とみなす排外現象が起きました。1950年から琉球政府が成立する1952年まで、沖縄群島と各群島の警察が連繫して、沖縄島に移住した奄美・宮古・八重山出身者が警察に検挙された場合、かれらを出身地に強制送還しました。これは米軍政府の布令ではなく、住民側の警察独自の措置として実施されたのでした。さらに「偽名」などで出身地不明の場合、出身地に強制送還ができないので、1951年2月には沖縄群島の警察部が沖縄島に居住する奄美・宮古・八重山出身者を指紋と写真とともに登録させ、送還を完遂しようとさえしていました。この登録構想は実現しませんが、非琉球人管理制度ができる前、同じ琉球列島内からの移住者に向けて居住と移動を厳しく管理する制度を適用することが真剣に検討されるほど、住民社会には深刻な亀裂がみられたのです。

しかし、このとき統治者である米国民政府は、奄美を含む他群島からの移住者に対する排外にまったく関心を示していませんでした。ところがいざ奄美返還が話題に上がると、住民の警察資料などを用いて住民社会にあった排外事象を

利用し、奄美出身者だけを強調して完全送還計画への同意を獲得できると見積もりました。

これだけではありません。奄美返還が公表された1953年8月、東京の大使館職員が現地調査に行きます。米國務省文書には、大使館職員が琉球政府行政主席の比嘉秀平と面談した際の発言内容が残されています。これによると、比嘉主席から、奄美の人を全面的に送還することで「真の沖縄住民 (bona fide residents of Okinawa)」の雇用を確保できるという積極的な要請があったことが記録されています。オグデンの説明書簡には、「沖縄人の政府職員は表明して表明こそしないが、奄美人が奄美へ帰ることを強く切望している。なぜかというところ、この反対派分子が奄美に送還されないかぎり、残る琉球列島の再統合に望みがないとみているからだ」という言葉がありますが、それも比嘉のような住民指導層の態度を前提にしているからでしょう。したがって、第一次入管令も含めて、非琉球人管理制度が形成され、維持される過程に目を凝らすと、統治者たる米国側の上意下達には還元できない、住民社会に内在する協力的姿勢も見逃すことができません。

第1節のまとめ

第1節のまとめとしましては、入管令の成立過程をみると、一貫してその時々危険視された様々な人びとの排除を強制送還によって実施するため、それを法的に正当化するベクトルがみえてきます。非琉球人として管理される人の国籍や戸籍、出生地、あるいは経歴などの「同一性」を前提とするのではなく、統治者が特定の人びとを強制送還したいという目的から臨機応変に入管令が制定・改変され、その都度非琉球人というカテゴリーがつくられ、対象者を送還によって「処理」可能な地位においたということがいえます。参考までに第一次と第二次の

表4 第一次入管令と第二次入管令における定義一覧表

	米軍要員	琉球住民	非琉球人
第一次入管令 (米国民政府布令第93号) 1953年1月7日制定	(第2条) ・軍人軍属 ・軍クラブ、アメリカ赤十字などの琉球人以外の被雇用者 ・軍人軍属等の公認被扶養者など	(第4条) ・戦前から継続居住するすべての住民 (国籍・戸籍は不問) ・琉球列島に本籍をもつ引揚者	(第1条) ・米軍要員及び琉球住民以外のすべての者 (戦後新たに来た日本からの労働者ら)
第二次入管令 (米国民政府布令第125号) 1954年2月11日制定	(第2条) ・軍人軍属 ・米軍クラブ、アメリカ赤十字などの琉球人以外の被雇用者 ・被扶養者で公式入域・在留者など	(第3条) 琉球列島に本籍を有し、且つ琉球に現在居住している者	(第1条) ・米軍要員及び琉球住民以外のすべての者 (戦後に新たに来た日本からの労働者ら、在沖奄美出身者、戦前・戦中から居住する他府県籍者、日本の旧植民地出身者たち)

出所：土井智義『米国の沖縄統治と「外国人」管理：強制送還の系譜』（法政大学出版社、2022年）13頁修正。

入管令における各カテゴリーの定義を一覧にして表にしましたので、各自ご覧ください。

第2節 「非琉球人」がおかれた様々な制約

これまで入管令という、非琉球人とされる人びとが沖縄で生きる際に根本的な、いわば生殺与奪とっていいほどの力をもつ制度の成立過程を中心にご紹介しました。では、強制送還の危険にさらされ、在留許可証の常時携帯を強いられながら、非琉球人はどのように生きざるをえなかったのでしょうか。ここでは、非琉球人を取りまく制度的な制約について、経済や政治活動からの排除に帰結する諸権利の制約と、居住を維持するための法的地位（永住や琉球住民になるための「転籍」）という二つの局面に分けて概観し、かれらが生きた歴史条件の一端を確認したいと思います。

(1) 諸権利の制約

経済活動からの排除

経済活動については、まず在留資格によって——当時は在留目的（purpose of stay）ともいいました——、就業ができるどうか、あるいは合法的に従事できる職種や業者が厳しく制限されていました。琉球住民と同じく、いかなる職業にも就業できたのは永住資格のみです。後でご説明しますが、この永住資格は、1954年6月21日制定の米国民政府指令第5号「永住許可について（Change of Status to Permanent Resident）」によって規定されました。第二次入管令の制定当初の在留資格としては、一時訪問者、商用入域者、技術入域者、請負業者の被雇用者（日本からの労働者を含む、主に基地建設関係労働者）がありましたが、これらはすべて目的外の経済活動が不可能でした。したがって、日本からの建設関係労働者がそうであったように、琉球列島の滞在も業務に必要な期間のみ可能です⁴。このあたりは、いまの日本で議

論となっている外国からの移住労働者の境遇とも重なる問題といえます。

ところで、特例的な措置として、1953年12月25日以前から合法的に居住し、かつ他府県に本籍を有している者に対しては、布令の改定こそないものの永住資格と同じ条件で仕事ができるという米国民政府の回答があります。1953年12月25日という奄美返還の日付があるように、これは明らかに在沖奄美出身者を念頭にいた措置です。

また、経済活動の制約については金融機関からの融資に対する規制もありました。1967年に琉球政府金融検査庁が在沖奄美出身者の組織である奄美会からの要請を受けて調べた結果によれば、公的金融機関である大衆金融公庫や農林漁業中央金庫の融資から非琉球人は排除されていました。一方、1967年の時点では、沖縄中央銀行的な役割のあった琉球銀行からも融資が受けられたようです。これらは1967年の段階での状況ですので今後の調査をまつ必要がありますが、それ以前はより厳しかったことが想定されます。

政治参加や行政からの排除

つづいて政治参加や行政活動に対する制限をみてみましょう。非琉球人は、日本「本土」における「在日外国人」と同じく、参政権や琉球政府への就官から排除されました。

まず参政権ですが、実は入管令でつくられた非琉球人という枠組みと連動せず、戦前・戦中から継続して居住する人には、少なくとも1954年3月まで戸籍や国籍とかわりなく選挙権、すなわち投票する権利が認められていました。たとえば、それまでも米国民政府布令や琉球政府立法では参政権をもつ人を「沖縄人」や「琉球人」と規定する選挙法があったの

ですが、被選挙権を除くと戸籍で選挙権を定義することはなかったのです。したがって、入管制度の成立期に主要な対象となった奄美を含む他府県出身者をはじめ、日本の旧植民地出身者である台湾出身者も米国統治期の一時期まで選挙に参加していました。しかし、1954年3月、奄美返還後に琉球政府立法院議員を総選挙する際、参政権に関する琉球政府照会に対する米国民政府の回答により、奄美返還後の琉球列島本籍者、つまり沖縄県籍者に参政権が限定されます。その後、琉球政府行政主席が公選制となった際、行政主席・立法院議員・市町村長及び議会議長の選挙法については、立法院による立法が米国民政府によって認められました。選挙権と被選挙権は、この1968年7月の段階で日本国民に改定されます。その結果、非琉球人のうち日本国籍が認められる他府県籍者が参政権の大半を獲得しました。しかし、それ以外の日本国籍がない非琉球人の参政権は否定されたまま沖縄の「復帰」を迎え、日本の法律によって現在まで参政権から排除されています。

公務員への就官については、奄美返還の際に奄美に籍をもつ琉球政府職員の処遇が問題となりました。そして1953年11月、琉球政府照会に対する米国民政府回答によって、琉球政府の就官能力は奄美返還後の琉球列島に本籍がある人——つまり沖縄県籍者——に限定されます。そのため、第二次入管令下の非琉球人は、技術者などで特別に雇用されない限り、琉球政府に就職することが不可能でした。この状況が変わるのは、沖縄の「復帰」直前の1970年でした。1970年9月17日付の琉球政府人委員会委員長の書簡によれば、1970年8月27日以降、「日本本土籍を有する者」に琉球政府職員の就官能力が認められます。その結果、参政権と同じように、非琉球人のうち他府県籍者は琉球政府職員に受験することができるようになりますが、

ほかの非琉球人は排除され続け、「復帰」後も日本の法律で制限が課されたままです。

(2) 永住許可と「転籍」

非琉球人がより安定した立場で生きようとしたとき、法的地位の問題はけっして軽視できません。ここでは、まず永住資格を紹介します。この資格をもつことができれば、非琉球人を完全に排除した政治家や琉球政府職員などの職を除き、琉球住民と同様の仕事に就くことができ、また滞在期間にも制限がありません。つぎに非琉球人が琉球住民となるための制度である「転籍」について述べます。

永住許可について

永住許可については、1952年7月まで永住申請を包括的に取り扱う制度がなく、引揚以外の短期滞在の目的で入域した人が個別に米国民政府に申請し、許可を受けていました。それが1952年7月になって、米国民政府と琉球政府が調整した結果、警出第556号という琉球政府警察局出入管理課の「例規」として永住許可申請手続きが出されました。この例規の内容は、1952年7月26日付の『琉球新報』に「永住許可特別措置」として紹介されています。これによれば、警出第556号は、「適当なる規則が立法公布される迄の暫定措置」として、「一時渡航の許可を得て来島した外国人（日本人を含む）」が「琉球人との結婚あるいは営業上の目的から琉球での永住を希望し許可を出願する場合、米国民政府副長官が「琉球の裨益に合する」と認めることを条件に永住を許可するという措置でした。申請者は、所定の申請書、旅券またはそれに代る証明書、居住市町村長の受入承諾書、永住許可副申書、身元保証書等の書類を用意した上で、「素行が善良である事」と「独立の生計を営むことができ資産又は技能を有す

ること」の証明が要求されました。このように、第一次入管令より前は、まだ「琉球人」と「外国人」を区別する法カテゴリーがなかったのですが、戸籍や国籍にかかわらず短期滞在の目的で入域した人を選別して永住を認める制度が登場しました。

その後、1953年の第一次入管令を経て第二次入管令が制定され、非琉球人が戸籍に基づき規定された後、ようやく米国民政府の法規によっても永住許可が定められます。先に言及した1954年6月21日制定の米国民政府指令第5号「永住許可について」がそれです（以下、永住許可指令）。

永住許可指令は、二つの永住者を規定しました。一つは、自動的に永住資格が認められる人で、1945年9月2日以前から継続的に琉球列島に居住している非琉球人です。これは第一次入管令では琉球住民の側に該当していた戦前・戦中からの継続居住者のことです。ほかは計画引揚で入域したか、あるいは警出第556号の措置などで既に永住許可を得ていた非琉球人が永住許可指令でもそのまま永住資格が認められました。

他方、それ以外の非琉球人が永住者となるためには、永住許可指令で定められた条件をクリアした上で申請し、米国民政府から許可されると定められました。

では、その条件とはどのようなものだったのでしょうか。具体的には、三年以上継続かつ合法的に琉球列島に居住していること、琉球警察から品行方正の証明を受けること、そして「相当の生活」を維持できる財産、定職、自活能力をもっていることが要求されました。また、申請に際しては、これらの条件を満たすことを証明する書類と「国籍証明書」も求められました。このように永住許可を申請する段階で厳しい障壁が課されていましたが、自動的に永住資格者

と認められた人であれ、申請によって永住が許可された人であれ、再入域許可を受けずに琉球列島を出域した場合、何ら事情を顧みることなく永住資格が抹消されました。結局のところ「永住」とはいうものの、きわめて脆い立場だったのです。

「転籍」について

つづいて、非琉球人が琉球住民になるための「転籍」という制度についてご紹介します。「転籍」は、1954年7月23日制定の米国民政府指令第6号「琉球列島への転籍（Transfer of Permanent Family Register into the Ryukyu Islands）」で規定されました（以下、転籍指令）。「転籍」が認められると、それまで非琉球人だった人は入管令の対象から外れ、もはや在留登録や強制送還の適用を受けることなく、被統治者に付与されたすべての権利を手にするようになりました。ここではあえて「転籍」に括弧をつけていますが、これはあくまでも米国統治下にあり、日本の法管轄域の外部にある琉球列島の戸籍へ転じる制度だからです。日本政府が管轄する都道府県のあいだ——ここには福岡にある日本政府の沖縄戸籍事務所が管轄した沖縄県戸籍も含まれます——で戸籍を移すことはまったく異なる点にご留意ください。

「転籍」も、永住許可と同様に申請に至る前に厳しい条件が課されました。具体的には、つぎの二つの証明書を提出できる人が「転籍」を申請することができました。その一つが、米国民政府民政副長官の永住許可です。もう一つは、「日本にある本籍地の市町村長が発給する戸籍謄本」でした。つまり、永住資格をもつことを前提とし、それに加えて非琉球人のうち日本国籍が認められる他府県籍者のみが申請対象となりました。これは琉球住民の日本国籍が維持されていたという条件に抵触しないことと密接に

関連していました。したがって、日本の旧植民地出身者やフィリピン出身者のように日本の市町村によって戸籍謄本が発給されることができずに日本国籍が認められない非琉球人は、日本国籍を取得して一度他府県籍の非琉球人となった後、ようやく琉球住民になるための「転籍」申請ができるということになりました。また、永住資格者に限定することで、貧困層や警察から「品行方正」が認められない社会的周縁層が予め排除されたことはいまでもありません。

このように制定当初から「転籍」制度には厳格な障壁が設けられていましたが、後により制限がかけられていきます。転籍指令が制定された当初、婚姻と養子縁組に際しては、他府県から琉球列島の戸籍に移すことが琉球列島と日本の市町村間のやりとりだけで認められ、米国民政府の許可は不要でした。しかし、1957年11月11日の転籍指令改定第2号により、成年者の養子縁組と「琉球住民」女性と婚姻する男性が琉球列島に本籍をおこうとする事案に対しては、米国民政府の許可が要求されることになりました。これは強制送還の適用が多い他府県籍の男性と、米軍将兵との関係に強く依拠する性産業への就業が疑われることが頻繁な他府県籍の単身女性を標的とするものでした。その背景には、これらの非琉球人が琉球住民となった場合、強制送還できなくなるからおそれ、統治者がそれを抑止する手段を確保するという目的がありました。なお、1959年4月24日の転籍指令第3号では、奄美返還後の琉球列島にかつて戸籍があり、永住が許可された人の転籍は米国民政府の許可が不要になりました。戦前の日本法でつくられた戸籍を、いわば米国統治下の琉球列島における制度証明の一種として導入したということが出来ます。

在沖奄美出身者の在留資格

ところで、先ほど第二次入管令の成立には在沖奄美出身者に対する完全送還計画があったと述べました。つぎのインタビューでは、奄美の加計呂麻島から移住された内山さんにお話を聞きますが、奄美返還後の在沖奄美出身者の在留資格について簡単に説明したいと思います。

奄美返還直後、1953年12月29日に制定公布された米国民政府指令第15号「奄美大島に戸籍を有する者の臨時登録」によって、在沖奄美出身者には1954年1月より奄美籍者を対象とする「臨時外人登録」が義務づけられました。米国民政府はこれから非琉球人として管理したい奄美出身者の人数を把握する目的で、自己申告に基づき登録を義務づけました。もちろん「臨時外人登録」に違反すれば、第一次入管令違反とみなされ、強制送還が適用されました。

その後、第二次入管令が施行され、沖縄に残った奄美の人びとも非琉球人となります。オグデン計画は当初、雇用関係が終了すれば原則出域を前提とする日本からの労働者と同様の資格を想定していました。しかし実際には、第二次入管令では、「一時訪問者」という二年ごとに登録の切替えが必要な在留資格が在沖奄美出身者に適用されます。そして、1960年2月11日に公布された第二次入管令改定第8号によって、1953年12月25日以前から継続して琉球列島に居住する非琉球人に、「半永住」と呼ばれた「不定期間の在留許可」が国籍や本籍地にかかわらず認められます。奄美返還の日付が基準となるように、むしろ在沖奄美出身者を念頭におく改定であることは多言を要しません。半永住資格の設置により在沖奄美出身者は二年ごとの登録切替えから免れますが、あくまでも永住とは異なり、権利がより制約されていたことを忘れるべきではありません。ただ、このときに事実上、

在沖奄美出身者の定住化を前提とした管理政策に転換したということではできません。

第2節のまとめ

以上のように、非琉球人は、管理制度の根幹となる入管令だけでなく、永住許可指令を含む様々な在留資格や諸権利からの排除と組み合わせられ、社会的に周縁的な位置に固定される制度のなかで生活するよう強いられました。また、もし各人がより安定した法的地位で暮らすことを望んだとしても、永住資格の獲得や琉球住民になるための「転籍」には厳しい条件が課され、高い障壁が存在しました。

一方で、復帰志向が住民社会のなかで主流を占めていくにつれ、あくまでも非琉球人管理の枠内ですが、他府県籍の非琉球人に一定の権利が開放される傾向が見られました。しかし他方で、日本国籍が認められない他府県籍以外の非琉球人は、参政権さえ認められず、沖縄の「復帰」を迎えざるをえませんでした。これは、2020年代の現在にも直結することなので強調しておきます。

おわりに

駆け足となりましたが、米国統治下の沖縄における非琉球人管理制度を概観してきました。「復帰」前の沖縄は、米国および日本の「本土」とも異なり、米国の事実上の植民地である琉球列島という法域でした。そこで独自の制度としてつくられた「外国人」管理こそが非琉球人管理でした。非琉球人になった人びとは、強制送還が適用される危険につねにさらされ、権利も著しく制限されたことは見てきたとおりです。沖縄戦後史には、復帰運動やその批判者を含めて強圧的な支配に抗した多くの活動がみられましたが、非琉球人の問題についてそれらの運動

がどれほど関心をもったのか、もたなかったのかをあらためて考えていいのではないのでしょうか。

本日の企画は「復帰」50年を意識して開催したのですが、最後に「復帰」について、それが非琉球人にとってどのような「世替り」たりえたのかと問うてみたいと思います。制度的な側面からいうと、沖縄の「復帰」によって日本の法管轄に入ること、米国統治下に構築された非琉球人というカテゴリーは分岐と持続を経験したと指摘することができます。

まず分岐の面です。日本法は、日本国籍の有無によって入管の適用対象を決定します。そのため、日本国籍が認められる他府県籍の非琉球人は、琉球住民と同じく「沖縄県民」となり、日本国内において権利をもつ「市民」の側に包摂されました。当然、もはやかれらに指紋押捺を伴う外国人登録や強制送還が適用されることはありません。それだけではなく、米国統治下には制限されていた諸権利も全面的に認められます。他方で、他府県籍以外の日本国籍が認められない非琉球人は、沖縄県在住の「在日外国人」となり、1972年当時日本で施行されていた出入国管理令と外国人登録法のもとで継続して管理を受けることを強いられました。いうまでもなく諸権利からも締め出されたまま、現在に至ることになります。これが非琉球人の分岐という側面です。

もう一方の持続という側面については何がいえるのでしょうか。いま述べたように、他府県籍の非琉球人は、外国人管理制度の対象から外れはします。しかし、そのことをもって単純にかれらとほかの日本国民——日本「本土」の日本国民と「復帰」までの琉球住民——のあいだの差別が完全になくなったということではできません。なぜなら、日本の法体系のなかでも、国籍にかかわらず米国統治下に非琉球人だった人び

と全員に対して特別に課される処罰が継続したからです。具体的には、日本法によって第二次入管令の法律違反が有効とされ、処罰可能とされました⁵。当然のことですが、第二次入管令は米国の法管轄下に定められた法規で、決して日本の法ではありません。したがって、日本としては第二次入管令に対する違反自体を処罰する義務はなかったのです。しかし、一部の占領法規に対する処罰を撤廃したにもかかわらず、「復帰」直前に定められた日本の法律と政令により、第二次入管令違反を窃盗などの一般的な刑法違反と同様に扱えるようにしました。

これの何が問題かという、たとえば「復帰」前に許可を得ずに入域したとか、在留登録やその更新をしなかったとか、「偽名」で登録したということが発覚した場合、あるいは「復帰」前に検挙され裁判にかけられていた場合、「復帰」後も日本の法律で処罰される可能性があるからなのです。その結果、1974年に「復帰」前に起訴され裁判にかけられていた他府県籍の非琉球人だった人に有罪判決が下されました。当事者にとっては、「復帰」によって日本の「外国人」管理から逃れたにもかかわらず、米国統治下に非琉球人という「外国人」であったが故の差別を受け続けたということの意味します。非琉球人にとっては——もちろん沖縄総体がそうですが——、その国籍にかかわらず「復帰」はけっして日本への単純な統合ではありません。これは今日のシンポジウムの第2部で金さんにお話しいただく、在沖朝鮮人の法的地位が、「本土」の在日朝鮮人と統合されずに同じ地位にならなかった問題に繋がる重要な史実であることを指摘しておきます。

持続という点については、もう一つ言及すべきことがあります。それは統治者として入管令の枠組みから分離されながらも、非琉球人の範囲を規定した米軍要員という存在についてで

す。「米軍要員」という法カテゴリーは、もちろん琉球列島の法がなくなることで消滅します。しかし、その実体は日米地位協定第9条が規定する「合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族」として存続しました。この人びとに対しては、「復帰」後の沖縄を含む日本全国において、日本ではなく米国が出入域を管理します。つまり、非琉球人管理制度が米軍要員／琉球住民／非琉球人という三つのカテゴリーから成立したことを思い出せば、「復帰」後の現在も「外国人」の範囲は、日米間の協定と日本国内法の組み合わせによって日米地位協定第9条上の米軍関係者／日本国民／在日外国人というこの三つのカテゴリーによって決定されることがみえてきます。この点においても、非琉球人管理という枠組み自体が、現在の日本のなかで維持されているという点を強調しなければならないと考えます。したがって、日本「本土」を含めて米国主体の占領以降、「外国人」問題はつねに米軍の存在と不可分だというべきでしょう。ただし、それは単純に米国の利害が軍事上の面で優先されるというだけでなく、どのように住民社会を安定化させ、統治体制の安全を図るのかという意味において、住民社会が動員の対象であり続けていることも示します。

報告で説明したように、米国統治下で入管令が成立する過程では、つねに米国が住民社会の人口を管理の対象とし、またとくに指導者を中心にそれに追従する対応がみられたことを忘れておきましょ。このように米国統治下につくられた非琉球人管理制度をみれば、現在の基地問題と合わせて住民社会に対してもどう批判を行うのかということが私たちにも問われているのではないのでしょうか。「外国人」が差別される条件を「問題」としてみるとき、「共生」という避けられないテーマをあらためて社会全体の課題として考えるべきことがわかります。

ひるがえって非琉球人管理制度の歴史を踏まえて現在の沖縄社会をみたとき、日常的にもみられる「ウチナーンチュ」「ナイチャー」「日本人」「外国人」「本邦外出身者」といった様々な人の区分が米国統治下の歴史とどう関係しているのか、あるいは切断されているのでしょうか。強制送還の適用を受けるなど、ここで生きるべきでないと言われる人間がつけられることのない社会を目指す立場から、最後に問いとして提示したいと思います。私の報告は以上とさせていただきます。

- 1 「供述調書」(1961年12月21日)『先島関係調書』沖縄県公文書館所蔵琉球政府文書(資料コードR00027668B)。
- 2 日本以外では、米国籍者が約7,600人から約2,000人へと三分の一以下となり、フィリピン国籍者も約2,000人から約1,000人へと大幅に数を減らしていることも大きい。今後の検証が必要だが、両者の急減は、米軍関係で入域した人びとの動向に関係すると推定される。
- 3 D. A. D. オグデンの在職期間は、1953年1月から1955年3月である。オグデン民政副長官の時代といえば、強硬な反共政策、布令第109号「土地収用令」を発して「銃剣とブルドーザー」による軍用地の強制接収が実施されたことで知られる。保坂広志「オグデン」沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科上巻』(沖縄タイムス社、1983年)596頁。
- 4 第二次入管令では、公用で入域する米国の領事職員、外国政府職員、国際機関の職員を指す「公用者」という資格と、旅行途上で琉球列島に立ち寄る「通過者」という資格がある。両者は、基本的に労働者として雇用することが想定されないので省略した。
- 5 該当する法規は、以下の二つである。法律第129号「沖縄復帰に伴う特別措置に関する法律」(1971年12月31日)第25条、および政令第180号「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第25条第1項の沖縄の復帰後効力を有しない刑罰に関する既定を定める政令」(1972年5月13日)。

県文書(資料コード0000125298)

参考文献

公刊資料

- 呉世宗『沖縄と朝鮮のはざまで：朝鮮人の〈可視化／不可視化〉をめぐる歴史と語り』(明石書店、2019年)
- 月刊沖縄社編『アメリカの沖縄統治関係法規総覧』(I)～(IV)(池宮商会、1983年)
- 土井智義「米軍統治期の沖縄における「外国人」参政権問題：「非琉球人」をめぐる参政権の歴史について」『日本学報』(第30号、大阪大学大学院文学研究科日本学研究室、2010年)67～80頁
- 土井智義『米国の沖縄統治と「外国人」管理：強制送還の系譜』(法政大学出版局、2022年)
- 野入直美『沖縄—奄美の境界変動と人の移動：実業家・重田辰弥の生活史』(みずき書林、2021年)
- 八尾祥平「戦後における台湾から「琉球」への技術者・労働者派遣事業について」『日本台湾学会報』(第12号、2010年)239～253頁
- GEKKAN OKINAWA SHA, ed., *Laws and Regulations during the U.S. Administration of Okinawa (I)～(IV)* (Ikemiya Shokai & CO., 1983)

未公刊資料

- 「奄美籍者処遇改善に関する御願いの件(回答)」(金総236号、1967年7月14日、金融検査庁長発、出入管理庁長) 沖縄県公文書館所蔵琉球政府文書『中小企業関係法案促進期成会からの陳情奄美籍者処遇改善に関する陳情』R00064990B)
- 『先島関係調書』沖縄県公文書館所蔵琉球政府文書(資料コードR00027668B)
- 「日本本土籍を有するものの就官能力について(通知)」(人委第1057号、1970年9月17日付)『通知文書1970年』沖縄県公文書館所蔵沖縄

第2部

沖縄に在留する朝鮮半島出身者の法的地位 金美恵	42
1990年以降のグローバル化と新たな「外国人」管理制度 古屋哲	54
総合討論 金美恵、土井智義、古屋哲 (司会) 秋山道宏	66

第2部

沖縄に在留する朝鮮半島出身者の法的地位

金美恵

(東京大学大学院総合文化研究科・特任研究員、朝鮮近現代史)

ご紹介にあずかりました金美恵と申します。今日は、土井智義さんから沖縄の施政権返還50周年ということで、特に「非琉球人」をテーマにシンポジウムを開催するので、ぜひ来てお話ししてくださいというお誘いをいただきました。最初は小さい研究会だと伺っていたので、このようにたくさんの方々が参加されていて、少し緊張しております。

私は朝鮮半島出身者についてのお話を少ししたいと思っておりますが、ウェビナーや対面での参加者には年配者の方々も多くいらっしゃいますので、沖縄に生きた朝鮮半島出身者たちの法的地位がどのように変遷したのかということについて、できる限りわかりやすくお話ししたいと思っています。

初めに前提として少しお話しさせていただきたいこととして、沖縄の施政権が米国から日本に返還される前にいわゆる「非琉球人」とされていた方々の中には、先ほど土井さんから説明がありましたが、朝鮮半島に出自を持つ方々もたくさんおられました。朝鮮半島出身者や台湾出身者などの旧植民地出身者も米軍占領期には「非琉球人」にカテゴライズされていたわけですね。第1部の全体的なお話を聞きながら改めて思いましたが、やはり、非常に米国占領下の沖縄における出入域管理制度というのは大変特徴があって、土井さんがご説明されたとおり、「琉球住民」と「非琉球人」を規定するのに国籍で分類したわけではなく、戸籍があるかないかということがその基準となりました。

周知のように、米軍占領下では出入域管理についての法律が二度制定されましたが、その法律によって朝鮮半島出身者の法的地位も制約を受けていきました。ただ、この制約のあり方はいわゆる日本の「本土」——ちょっと口語では括弧付きの表示ができませんが、便宜上、日本「本土」とお話しさせていただくとして、日本「本土」の在日朝鮮人の法的な処遇とは異なる経緯を踏んでいたということ、これが今日の私の話の主題であることを最初にお伝えしておきたいと思っています。

今日、このシンポジウムで議論されている「非琉球人」という言葉には、第1部で奄美出身の方々のお話があったように、一言で「非琉球人」と言っても、それぞれに経験や、歴史的な背景も異なるので、やはりその細部を細かく見ていくことがとても大事になるだろうと改めて思います。今日「非琉球人」の様々な歴史の経験について共に知ろうと集まったこの場が大変貴重な場だと再認識しています。

このように様々な異なる細部を丁寧に見ることは重要だろうというコンセンサスに依拠すれば、「在沖朝鮮人」や「在沖韓国人」など、よく一般的に言われる呼称についてもいろいろと考えを巡らすことになりますし、かつて「非琉球人とされていた沖縄の朝鮮人」という今日の主題を立ち上げることでより深い考察に導かれるのではないだろうかと考えます。私は、沖縄に生きた/生きる朝鮮半島出身者たちのことを調べるようになってからずっとこの人々をどの

ように呼ぶのかということに悩んでいて、まだその結論には至っていません。ただ、タイトルに示したように、今日のお話で取り上げる人々は、旧植民地出身者としての朝鮮半島出身者とその対象としていることをお断りしておきたいと思っています。沖縄には1965年の日韓協定締結以降、大韓民国のパスポートを持って沖縄に一時的に季節労働者として、あるいは移住者として来た方々もたくさんおられますが、私が今日お話しする「朝鮮人」や「朝鮮半島出身者」というのは日本における旧植民地出身者という意味で、「1945年9月2日以前から在留し引き続き」沖縄に居住していた人々をその対象として限定させていただきます。

周知のように朝鮮人が日本の各地に渡ってきたのは、植民地支配の結果として経済的に疲弊した故郷から食べていくために渡ってきた人、あるいは太平洋戦争末期に徴兵、徴用として動員されたり、日本軍「慰安婦」として連れてこられたというような歴史的背景があります。日本が敗戦したのちに多くの朝鮮人が故郷に帰還しますが、帰ることができずに日本の各地に、またこの沖縄にも引き続き残留する朝鮮人もまた、たくさん存在しました。先ほども少し触れましたが、戦後沖縄では戸籍に登録があるかどうかということが基準で、「琉球住民」と「非琉球人」というように分類されることになるわけですが、朝鮮人を含む旧植民地出身者は沖縄に戸籍がなかったため「非琉球人」と分類されました。ただ、この分類に対する米国民政府の政策は一貫していなかったということがありまして、それはまた後で具体的にお話ししたいと思います。

いずれにしてもそのような朝鮮人の法的地位は、1972年に沖縄の施政権が日本に返還されるまで続くこととなりますが、それまではほとんど顧みられることがなかった朝鮮人の在留資

格という法的地位の問題が、沖縄が日本に「復帰」されるという大きな変動の中で浮き彫りになりました。ただ、結論から言いますと、この在沖朝鮮人の在留資格は、先ほどお話ししたように日本「本土」の在日朝鮮人の処遇とは異なる方式で処理されました。私は沖縄に留まった朝鮮半島出身者の法的地位が日本「本土」とは違う形で処理されたことについて、なぜそのようなことになったのかその経緯が知りたいと思ひまして、いろいろ探しているうちに明治学院大学の鄭榮桓さんを通じて関係史料の存在を知ることになりました。それは外務省の記録、『沖縄関係出入域、外国人の法的地位在沖韓国外国人の法的地位』という記録で、私がひもときたいと思っている課題にヒントをくれる大変重要な史料でした。この史料をもって2020年に沖縄大学地域研究所の紀要である『地域研究』25号に拙文を書かせいただいたのですが、今日、お話しすることの概要はそれを基にしています。

米軍占領期における朝鮮半島出身者の法的地位

今日私に任された役割は、沖縄の施政権返還後の朝鮮半島出身者の法的地位の変遷についてお話しすることなので、1部であったような非琉球人についての歴史は先ほど土井さんからとても具体的なお話があったのでなるべく重複しないようにしたいと思います。ただ、土井さんからご説明のあった50年代以降の非琉球人のお話を朝鮮人の経験に引きつけて考えてみる必要があるため、その点について簡略にお話しさせていただきます。

まず、この時期のことを含めて沖縄の朝鮮人について通史として初めて書かれた本をご紹介します。すでにお読みになった方もいらっしゃると思いますが、琉球大学の呉世宗さんが書かれた『沖縄と朝鮮のはざま』(明

石書店、2019年）という本です。この本には米軍占領下の沖縄で非琉球人として、そしてその下位に置かれた無国籍者として生きた朝鮮人の姿が描かれています。先ほど土井さんは非琉球人の方々の生き様について「苦境」と表現されていましたが、まさに朝鮮人も苦境の中にいて、その具体的な様子がこの中に書かれています。まだお読みでない方々はぜひ読んでいただければと思います。米軍占領期の旧植民地出身者についての扱いや政策についての調査を課題としている私もこの本から大変学ばせてもらっております。

先ほど土井さんのお話「琉球住民とは誰なのか」というお話がありました。この規定からこぼれる人々が「非琉球人」としてカテゴライズされるという経緯があったわけですが、再度ここで確認しますが、重要な布令が三つありました。その一つが「琉球住民とは誰なのか」ということを最初に示した、1952年4月に発布された布令68号「琉球政府章典」です。二つ目は1953年1月の布令第93号で、これは出入域管理についての法律になりますが、第一次入管令——これは土井さんの言葉にならってそのまま私もこのように呼ばさせていただきます。そして三つ目が1954年2月11日制定された第二次入管令（米国民政府令第125号）になります。

まず一つ目の『琉球政府章典』（以下『章典』）は、サンフランシスコ講和条約（以下、サ条約）によって引き続きアメリカの支配下に置かれることになった琉球列島と住民に対しその施政権が及ぶ範囲を決定したものと理解していますが、『章典』では琉球住民とは「琉球の戸籍簿にその出生および氏名の記載がある者」と規定しています。一言でいえば琉球列島に戸籍がある者ということです。ところが第一次入管令では琉球住民を「1945年9月2日以前から引き

続き北緯29度以南の琉球列島に居住した者及び戸籍上住所を琉球列島内に有し、且つ、1945年9月2日以降永住の目的をもって琉球列島に入ることを副長官により許可される者を琉球列島居住者（琉球人）とみなす」とし居留歴がその要件に含まれていました。しかしその後の第二次入管令では『章典』と同じように琉球住民を「琉球に本籍がある者」と規定しなおしました。私はこの『章典』と第一次入管令との間に琉球住民の規定に齟齬があることを呉さんの本で気づかされました。それまでは第一次入管令で規定していた居留歴が第二次入管令では削除され本籍者のみとされた点に焦点を当て、なぜ居留歴が削除されたのか知りたいと思い史料に当たっていました。沖縄の戦後史の文脈で出入域管理制度は、これはまさに土井さんのご専門ですが、米軍要員や日本「本土」から／への渡航の問題、そして奄美大島返還の問題などを大きな背景にしながら、一方では、沖縄戦で焼失した戸籍を整備することと連動する形で構築されてきました。朝鮮人や台湾人のように戸籍が琉球にない旧植民地出身者の立場から見ると沖縄の居留歴を「1945年9月2日以前から」、つまり降伏受諾日以前としていた点を看過することはできず、そのような意味で、米軍支配下の沖縄における旧植民地出身者の処遇を考える上で第一次入管令は重要ではないかと考えています。

また、この第一次入管令が有効だった時期に、琉球列島に在留する朝鮮人の帰化について琉球政府の見解が示されたことがありました¹。奄美大島が返還される前年の1953年6月に、奄美大島朝鮮人会会長の平山茂という人物が琉球政府に対し「琉球に居住する韓国人が琉球に本籍を有することができるか」と問い合わせ、琉球政府と米国民政府にその処遇についての認識を問うたことがありました。その問合せに対し

琉球政府は、「朝鮮人は講和条約発行後は外国人で、従って本籍を琉球に移すには帰化の手続きを要する。琉球では帰化は副長官の許可を必要とする」と回答しました。これは1953年6月24日付の『琉球新報』の記事が報じた内容ですが、琉球政府の行政記録（日誌）にも「在琉朝鮮人の帰化が副長官の許可でできる旨、発表さる」と書かれているものがあり、その史料で確認することができます。この行政記録は、現在、一緒に共同研究をしている沖縄大学の若林千代さんが沖縄県立公文書館で探してくださったもので、日付が6月23日であるのを見ると、『琉球新報』はこの行政記録の内容を報じたであろうということがわかります。ただ、この行政記録（日誌）だけでは不十分で、何かしらの通達か指令が民政府から琉球政府にあったと考えられます。米国民政府と琉球政府の間の往復書簡をあたってみる必要があるため公文書館に公開申請をしたのですが、まだその詳細な内容について確認することができておらず課題となっています。

それからもう一点、大事な問題があります。米国民政府は1954年6月21日に指令5号というのを発布しておりまして、これは永住許可についての指令です。この指令第2項で米国民政府は「1945年9月2日以前に現在琉球列島と定義されているところに居住している者で、その後、引き続き同島に居住している者」を「必然的に、民政府副長官の認める永住者とみなされる」としています。この指令は第二次入管令が施行された後に出たものになりますが、その関連で考えると第一次入管令では「琉球住民」に含まれたが、第二次入管令で「非琉球人」とされた旧植民地出身者の朝鮮人も居住歴によって永住が認められる対象であったことがわかります。現に、沖縄の施政権返還直前に琉球政府、出入域管理庁がまとめた「非琉球人」の集計表

がありまして、その中に「KOREA」と分類されたのを見ますと、一部ですが実際にステータスを「帰化」であるとか、「永住」と表記されているケースがあるのを確認することができます。ただし、この人々が戦前から沖縄に居留していた人々であるのかを特定するのは難しく、また、永住への許可申請には、非琉球人として登録することが前提となっているため、居住歴や身分を証明する手立てがない旧植民地出身者の場合、どの程度の人々が永住申請できたのか、その実態は明らかではありません。

さて、とても雑駁で恐縮ですが、『琉球政府章典』、第一次入管令、第二次入管令、指令5号という法律に沿って旧植民地出身者の朝鮮人が「琉球住民」、そして「非琉球人」として法的にカテゴライズされたことについてお話しさせていただきましたが、私がここで非常に気になるのは、政策レベルで米国民政府は旧植民地出身者の法的地位などの処遇をどのように考えていたのだろうかという点です。第一次入管令では「琉球住民」の規定に降伏受諾日からの居住歴を含めていますが、これを旧植民地出身者への政策と読み取ろうとするのはこちらの解釈で、実際に旧植民地出身者を指しているのかどうか明確ではありません。また指令5号で「永住許可」の申請該当者について提示した内容についても同じで、明確に旧植民地出身者を考慮したものであるのかという問題意識で、関連資料の裏付けを見つけることが課題となっています。

沖縄の施政権返還と沖縄在留朝鮮人の法的地位

さて前置きが長くなりましたが、ここからは、沖縄の施政権が米国から日本に返還されるのを契機に変化する沖縄に在留する朝鮮人の法的地位について、先ほどご紹介した外務省の記録『沖縄関係出入域、外国人の法的地位在沖縄

外国人の法的地位』にある史料に基づいてお話しさせていただきます。この史料は様々な文書が集まったもので、全部で100ページ近い分量のものがインデックスで仕分けされています。私はそれを一旦バラして時系列に組み直したのですが、この外務省記録にある一番早い日付の資料は1970年11月28日付の『沖縄タイムス』の記事です。記事には同日に結成された在日韓国居留民団沖縄本部の結成について報じながら、この結成大会に参加した朝鮮人たちが、日韓協定の永住権を沖縄にも適応してほしいと要請していることが紹介されています。この『沖縄タイムス』の記事に続く形で沖縄復帰準備委員会日本政府代表と日本の外務省や米国との間でやり取りされた12月5日付の電報が確認できます。それらを見ると、琉球政府と日本政府代表はこのタイムスの記事を通して初めて敗戦前から沖縄に在留する朝鮮人がいることを認識し始めたことが窺えます。統治者たちが旧植民地出身者の朝鮮人の存在を認識するのは、「復帰」直前の時期でしたが、実は沖縄の朝鮮人たちの法的地位の改善を訴える声、1965年の日韓協定で締結された協定永住を適用してほしいという声は、非琉球人として外国人登録させられているものの、自らの出身地や国籍を証明するものがないため「無国籍者」として生きざるを得ない中で国籍を回復したいとする声と共鳴するものでもありました。

そしてこの声は1970年11月よりもっと早い段階で叫ばれていました。『ライフ』誌のカメラマンである岡村昭彦さんによってこのような人々の声、1966年1月に韓国の『東亜日報』で紹介されたのをきっかけに沖縄の社会でも取り上げられていました。当時の韓国駐日代表部もそのような声があることを知っていましたが、長い間、放置していました。そしてこのような朝鮮人の要請についてようやく日本政府

が気づき沖縄の朝鮮人の存在について本格的な調査を始めるのは1970年の12月になってからであることが先述した史料に示されているのです。

日本「本土」における朝鮮人の法的地位：協定永住と法律第126号

ここで協定永住に関することとして、在日朝鮮人の在留資格について若干補足的に説明したいと思います。日本の敗戦によって植民地支配が終焉し多くの朝鮮人が自分の意思で帰郷したり、あるいはGHQの計画移送として送還されましたが、様々な事情で日本に留まったり日本に再び戻ってきた人々がいました。これらの人々は1947年、天皇最後の勅令といわれた「外国人登録令」、1952年の「外国人登録法」によって指紋押捺や常時携帯義務などが義務づけられ、これを違反した場合は強制退去を含む厳しい罰則が課せられることになりました。そして「国外追放」を法的に支える「出入国管理令」（以下、入管令）が整備されていきました。入管令は東アジアの冷戦を背景に1951年に公布・施行され、翌年のサ条約発効後も存続することになります。

そしてこれまで定まっていなかった在日朝鮮人の在留資格が、このサ条約発効に伴って制定された特別法によって定まります。それがいわゆる「法律第126号」というもので正式名を「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律」と言います。便宜上「法126」と呼ぶことにしますが、この法律が定めた在留資格は次のような内容でした。

日本国との平和条約の規定に基き同条約の最初の効力発生の日において日本国籍を離脱する者で、昭和二十年九月二日以前からこの法

律施行の日まで引き続き本邦に在留するもの（昭和二十年九月三日からこの法律施行の日までに本邦で出生したその子を含む。）は、出入国管理令第二十二條の二第一項の規定にかかわらず、別に法律で定めるところによりその者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる。

この文言を読みますと、一応、「別に法律が定め」られるまで在留資格なしに在留ができると言っているわけですが、やはりそこには資格と言いますか条件が必要になりました。その資格、条件は何かというと、1945年9月2日以前から日本に在留する者、そしてその子で1945年9月3日から1952年4月28日午後10時半までに生まれた子どもという条件です。この条件を満たす者にだけ「法126」は適用されることになり、例えば1952年4月28日午後11時に生まれた子の在留資格はどうなるのか、また、1945年9月2日以前から日本に在留する者の孫はどうなるのかなど、様々な矛盾と問題点を含んでいた法律でした。

この特別法の制定を始まりに在日朝鮮人の法的地位は変遷の過程を踏みます。一つ目は、日韓の法的地位協定による協定永住資格（1965年）、二つ目に「難民条約発効に伴って制定された出入国管理及び難民認定法」によって定められた特例永住資格（1981年）、そして三つ目が、入管特例法の公布・施行による特別永住資格の新設（1991年）です。今日的な観点でこの法的地位の変遷を見てみると、やはり「法126」は非常に重要な在留資格であったと考えられます。それは「法126」の該当者が協定永住や特例永住、そして特別永住者の申請資格該当者と見做されていたと言えるためです。「法126」の該当者であるかないかということが、その後

の法改正や新法制定の変遷によって変化する在留資格と深く結びついていました。したがって1952年に制定された「法126」という在留資格は旧植民地出身者にとって、その後の在留資格を決定づけられたという意味でも大変重要な法的地位だと言えるだろうと思います。

沖縄在留朝鮮半島出身者と「法126号」

時間も押してきていますので、沖縄の話に戻りたいと思います。ではこの「法126」に該当する朝鮮半島出身者は沖縄にはいっしょにいなかったのでしょうか。当然、沖縄にもいっしょにいました。先ほどもお話ししたように、沖縄の場合、沖縄戦以前から沖縄に渡ってこられた方もいっしょにいましたし、日本軍「慰安婦」として連れてこられたり、朝鮮人軍夫として連れてこられ、過酷な沖縄戦に巻き込まれながらも生き延びた方々がおられました。そして沖縄から朝鮮半島に向かった輸送船に乗らずに沖縄に留まった方々もおられました。皆さんもご存知だと思いますが、そのような方々の中に裴奉奇さんという日本軍「慰安婦」被害者の方がいらっしゃいます。裴奉奇さんは沖縄の施政権が日本に返還された後の1975年に出入国管理局に出頭し、騙されて沖縄に連れてこられ「慰安婦」とされたことを申し出たことでマスコミに取り上げられ、その存在が知られることになりました。ルポライターの川田文子さんをはじめとする方々が裴奉奇さんについての聞き取りを行いました。それによれば、裴奉奇さんは1944年に渡嘉敷島に連れてこられています。時間がないので詳細は割愛しますが、今日のお話の関連で言えば、裴奉奇さんも「法126」該当者でした。

先ほど奄美大島朝鮮人会の帰化についての話を紹介しましたが、琉球政府は「朝鮮人は講和条約発効後外国人」だと述べていて、これはつ

まり1953年当時、琉球政府と米国民政府は沖縄に在留する朝鮮人、旧植民地出身者についてもサ条約に則って扱っているということが示されていると考えられます。そのように考えると講和条約発効後に在日朝鮮人の在留資格を定めた「法126」が、「1945年9月2日以前から日本に在留していた」朝鮮人に適用される「法126」が、たとえ1975年に申告したとしても裴奉奇さんにも適用されなくてはならない、そのように言えると思います。

ところが、裴奉奇さんは強制送還こそ免れはしましたが、「在留特別許可」という在留期間が非常に制限された在留資格しか与えられませんでした。そしてこれは裴奉奇さん一人だけでなく、敗戦前は日本の領土であった沖縄に連れてこられたすべての朝鮮人の身の上にも起こったことでした。それはどうしてなのか、それが今日のお話の核心部分となります。

先ほどお話ししましたように民団沖縄県本部の結成大会を報じた『沖縄タイムス』の記事を見た日本政府は、沖縄に在留する朝鮮人の実態調査を始めます。そして琉球政府出入域管理庁が作成した1970年8月31日付の「国籍別在留目的別在留者数」に登録された215名の「KOREAN」の集計表を元に、1945年9月2日以前より居住する朝鮮半島出身者が存在することを確認しました。

先ほど、在日朝鮮人の法的地位の変遷について触れましたが、琉球政府と日本政府が調査を始めた1970年末の時点での在日朝鮮人の在留資格は、①「法126」と②協定永住の二つだったこと、そして②の協定永住は申請期限が設けられていましたが、その期限が1971年1月17日で、琉球政府と日本政府の調査が始まったのはその期限の直前だったということも重要な点として触れておきたいと思います。

日本政府は、調査結果をもって敗戦前から沖

縄に在留している旧植民地出身者の法的地位問題をどのように処理するのかを外務省、法務省など関係省庁で議論することになります。外務省の記録によれば会議は2回行われており、1回目は1971年1月12日に「在沖外国人の取り扱いに関する関係省庁の打ち合わせ会議」という議題で、2回目はその1カ月後の1971年2月13日に「在沖縄台湾人及び朝鮮人の在留資格問題に関する各関係課会議」という議題で行われました。

まず1回目の会議では、外務省、沖縄・北方対策庁、法務省の参事官参加の下、施政権返還後の在沖外国人の在留資格について議論されましたが、主な論点は、戦前から沖縄に居住する台湾、朝鮮半島出身者に対する取り扱いを「本土の場合と同様に扱う」というものでした。つまり台湾出身者には「法126」を、朝鮮半島出身者には「法126」もしくは「協定永住」を適用するのが妥当だろうと考えられていました。

しかしこの議事録には鉛筆書きで上書きされた痕跡がいくつもあるのですが、「本土の場合と同様に扱う」という箇所に線が引かれていて次のよう記されていました。「復帰の際に出入国管理令に基づく永住者資格を付与することにより、大多数の場合、問題が解決すると思う。本土において戦前から居住している台湾人、朝鮮人に適用されている、いわゆる一二六-二-六方式は飽く迄も講和後の暫定措置であり、これを復帰後の沖縄在住台湾人、朝鮮人に拡大適用することは考えておらず、また日韓協定に基づく協定永住に均霑させることも考えていない」。

この修正がいつ誰によってされたのか示されてはいませんが、要するに「本土」と同じ扱いはせず、「法126」の適用はしない、朝鮮人に限っては「協定永住」も適用しないという議論があっ

たことが窺えます。

この1回目の会議後の文書や記録を追って見ますと、この「本土と同様の扱いをしない」という立場が法務省の立場であることが徐々にわかってくるのですが、1971年1月21日、法務省入国管理局（以下、入管）は、返還後の在沖外国人の法的地位について見解を示した問答案を作成します。そこに示された法務省の立場を要約すると、「法126」は、サ条約発効後の事態に対する過渡的で暫定的な措置に過ぎないのでこれを在沖縄の旧植民地出身者には適用せず、一般外国人と同じように「復帰」後に申請させて現行の入管令の規定する永住権を与えるというものでした。

この法務省の立場に対して外務省の中国課が問題提起しています。要約すると中国課は、①本土在住の台湾人は現行のまま「法126」として残り、在沖台湾人には在留資格取得の申請を行うことによって永住許可を取得できるようにするのか、②本土在留の「法126」該当台湾人についても、沖縄復帰を機に在留資格の申請を行わせ、永住許可を与えるのかというものでした。そして、もし入管の文答案のような措置を取り「本土」と同じ扱いにしない場合、「本土」在留台湾人と沖縄在留台湾人の間に不均衡と差別が生じると指摘し、1952年の「法126」から在沖台湾人を除外する理由はないとして「台湾人に対しては一般外国人と同様、復帰後一定期間内に在留資格の申請を行わせたうえ、本邦在住者と同様の在留資格（一二六-二-六を含む）を与える」との見解を示しています。中国課の「本土と同様に扱う」という立場は一貫していて、2回目の会議では奄美返還の際に施行した「法126」と同じ趣旨の在留資格であった「奄美群島の復帰に伴う法務省関係法令の適用の経過措置等に関する政令」（法律第267号）によって奄美在留の台湾人の在留を認めたケースを提

案しさらに踏み込んだ議論を展開していました。この法律が適用される対象者もやはり「1945年9月2日以前から奄美群島に在留する者とその子で1953年12月25日午前0時前までに奄美群島で出生し存在する者」と規定していました。

この中国課が指摘した「本土」と沖縄に差異があってはならないという問題は、在沖の朝鮮人にも全く同じく該当する問題で非常に重要な指摘でした。さらに朝鮮人の場合は「協定永住」の問題があるため「本土と同様に扱う」問題は一層複雑だったと考えます。

旧植民地出身者の取り扱いについて中国課が懸念した「本土」と沖縄の不均衡について、各関係省庁の意見がまとまらないまま2回目の会議が開かれます。沖縄・北方対策庁が作成した「沖縄復帰対策要綱」の第二次分に入る原案について検討するため、外務省の北東アジア課、中国課、条約課、法規課、北米一課が集まりました。ここでは朝鮮半島出身者についての北東アジア課の見解に焦点を絞って紹介したいと思います。先ほども少し触れましたが、この外務省記録に収められている議事録には、インクで書かれた議事の文面と取り消し線を引く鉛筆書きで書き込まれている文面の二つがあり、内容においてその表現や言い回しなどが異なっています。そこで便宜上、それぞれをA案とB案に分けて論点を整理してお伝えします。特にこれからお話しする北東アジア課の議事には鉛筆書きの修正が多く、この場で詳しく分析してお話しすることはできませんが、その表現の微妙な変化や文言の削除などの意味と推移を捉えることは、朝鮮人の法的地位がどのように決まってくるのかを考える上で重要になってくるのではないかと思います。

北東アジア課は当初、これを仮にA案としますが、「朝鮮人の場合は、沖縄在住者に復帰

の際、法 126 方式の在留を認めることとするのは、本土の朝鮮人が日韓の協定による永住許可を受けているのに対し、差別された扱いになるので問題がある。よって、本土におけるのと同じ協定永住の措置を講ずるか、または国内法上の規定による一般永住にするかの 2 つがあるだろう（協定永住も一般永住も実質的に変わらない）」と考えていました。しかし後から修正が加わる B 案をみると、「朝鮮人の場合は、沖縄在住者に復帰の際、126 のみを適用する。本土の朝鮮人が日韓の協定による永住許可を受けているので、これを韓国側が問題とするであろう。よって、沖縄の朝鮮人に対しては、126 の適用と並行して協定永住と実質に同じものを与える措置を講ずるか、または入管令上のいわゆる一般永住を全ての者に与える法務省案からの 2 つが残されている」と変更されます。A 案、B 案とも在沖朝鮮人の在留資格を「法 126」で適用した場合、協定永住との問題で「差別の扱い」になったり（A 案）、「韓国側が問題とする」（B 案）と認識した上で二つの措置について論じています。

A 案で提示されている措置は①協定永住の措置か、②国内法上の規定による一般永住の措置、B 案では① 126 の適用と並行して協定永住と実質に同じものを与える措置か、②入管令上のいわゆる一般永住を全ての者に与える法務省案と書き換えられています。A、B 案ともに共通した意見は②一般永住の措置で、これは法務省案が念頭に置かれています。違いは、①の内容ですが、A 案が協定永住の措置を提示しているのに対し、B 案では法 126 と並行して協定永住と実質に同じものを与えるとしています。

北東アジア課の議論はさらに協定永住の適用問題へと進みます。A 案と B 案の内容をそのまま紹介しますと次の通りです。

A 案：「イ. 協定永住とするには、永住許可

のための申請期限が本年 1 月 17 日をもって切れたので韓国側と新たに協定取り決めの必要があり、また、ロ. 国内法上の手続き改正による場合も国際間の協定によって処理されてきた本件永住権問題について申請期限が切れたとはいえ、復帰後の沖縄の朝鮮人についてのみ、国内法により措置することが適当かどうか問題となる…（以下省略）」。

B 案：「イ. 協定永住を与えるには、日韓協定上の永住許可のための申請期限が本年 1 月 17 日をもって切れたので韓国側と協定改正を行うか、協定改正を行わずに国内法で措置するかであるが、いずれにしても僅か 260 名程度の者に対してこのようなことまでしなくてもよいとの考えも出てこよう。したがって、法務省案のいうように全員に一般永住を与えるのであれば、一般永住と協定永住が実質的にあまり変わらないのであるから、韓国側にこれでどうかと打診説得してみてもよい。しかし韓国側はあくまでも協定永住を主張すると予想される。なお、法務省案で行くにしても対韓説明上なぜ協定永住の措置が不可能であるかにつき法務省が十分説明できないのであればだめなので、それを法務省に聞く必要がある…（以下省略）」。

ここまでが北東アジア課の議論になりますが、北東アジア課は協定永住の措置ができない場合の問題について A 案の段階では、非常に重要な点を考慮していました。それは何かと言いますと、協定永住というのは国際協定によって制定された在留資格のため、この法的地位の問題を沖縄の朝鮮人についてのみ、国内法で処理することは適当ではないという点です。ところがこの認識が B 案では全く反映されず、むしろ問題を対象者の人数の問題にすり替え、韓国と協定の改正をするなどの面倒なことをする必要はなく、法務省が言っている一般永住を与えることで解決しようというものに取って代わっ

てしまったのです。

結局、沖縄に在留する旧植民地出身者の在留資格についての各関係省庁の議論は法務省案にまとめられました。それは出入国管理令上の一般永住を与えるというものでした。それも他の在沖外国人と同じく期限内に申請手続きをした場合にと条件づけられました。このことは「本土」の在日朝鮮人にあった「法 126」と「協定永住」の資格が沖縄の朝鮮人には適用されなかったことを意味すると同時に、在沖朝鮮人が旧植民地出身者としての法的な処遇を受けられず、一般的な外国人として扱われたということの意味しています。言い換えると、沖縄に残った朝鮮半島出身者の法的地位は、日本「本土」における旧植民地出身者のその法的地位よりもより不安定な法的地位だったといえるのではないかと考えます。これが今日、皆様にお伝えしたいお話の核心です。

日本の植民地支配責任の問題は多岐に及びますが、沖縄に生きた旧植民地出身者の法的地位をめぐる処遇についても問題提起が必要ではないだろうかと考えます。さらには米軍支配下の沖縄において旧植民地出身者に対する米軍の扱いを政策レベルと実態の両面で詳しく調べ、旧植民地出身者を無権利状況に追い込んだ米国の占領政策の責任についても考察する必要があると思います。

むすびにかえて：旧植民地出身者にとっての米軍支配と施政権返還

とりとめのないお話になって誠に恐縮ですが、最後のまとめとして少しかだけお話して締めくくりたいと思います。沖縄の施政権が日本に返還されて 50 年という年に今日このようなシンポジウムを開き「非琉球人」の歴史について振り返りました。きっとこのようなテーマで「復帰 50 年」を捉えなおそうとした試みは

このシンポジウムが初めてではないでしょうか。今日のシンポジウムですと話されてきたように米軍によって占領された沖縄において人々は「琉球住民」と「非琉球人」とに分断され支配される構造が作られました。これは一義的には凄まじい沖縄戦が戦われ焦土化された琉球列島の地政学的、軍事的、政治的、社会的な構造と深く結びついたもので、私は今日改めてこの占領のあり方を深く考察すること、そしてこの占領政策と構造との関係性の中で「非琉球人」の歴史を丁寧に考える重要性を痛感しています。そして沖縄における米軍の占領と支配が、日本の植民地主義が清算されないままに施行、制度化されて行く過程で、旧植民地出身者の処遇が日本「本土」の処遇とは位相の異なる形で規定されていったことの矛盾について改めて考えさせられます。先ほど「帰化」についてお話したなかで少し触れましたが、朝鮮人はサ条約発効の日に日本の国籍を離脱しました。そして琉球政府の見解にも現れていたように、沖縄の統治者たちはこの「日本国籍離脱者」というステータスを沖縄の朝鮮人にも同様に認めていました。このことは私たちに二つのことを示唆しています。それはまず、朝鮮人は、琉球に戸籍がない「無籍者」「無国籍者」というだけでなく、「日本国籍離脱者」として「非琉球人」にカテゴライズされたということです。二つ目は、ちょうど 50 年前の「復帰」直前に日本政府が在沖朝鮮人の法的地位を一般外国人と同じものにし、「法 126」を適用しないとした方針との関係で重要な問題点を示唆しています。私は今日、1972 年の「復帰」後の在沖朝鮮人の法的地位が「本土」の在日朝鮮人とは異なる処遇であったことについてお話しましたが、実はそれはすでに米軍占領時代からそうであったということです。つまり「法 126」は日本に施政権が返還される 1972 年に適用されるのではな

く、サ条約発効後の沖縄、米軍支配時代の沖縄においても適用されるべきであったにも関わらずそうならなかったという問題です。なぜ統治者たちは沖縄の朝鮮人に対し「日本国籍離脱者」というサ条約の効力の一つは認めつつ、その「日本国籍離脱者」の多くに適用された在留資格「法126」という、やはりサ条約発効に伴って施行された法的地位の適用について考慮しなかったのでしょうか。米軍統治者は旧植民地出身者の処遇をどのように考えていたのでしょうか。サ条約によって「潜在的主権」を残しつつも日本から切り離された沖縄の特殊な状況と非琉球人、そして旧植民地出身者の処遇という課題を今後も引き続き考えていきたいと思えます。ご静聴ありがとうございました。

- 1 西原諄によれば、日本国籍以外の人たちの「帰化」に必要な書類の様式が示され実務が整ったのは1957年になってからである（57・10・18付南方連絡事務所宛法務省民事五課通知）。「戸籍法制の変遷と問題点」宮里政玄編『戦後沖縄の政治と法——1945-72年』東京大学出版会、1975年、631頁参照。

1990年以降のグローバル化と新たな「外国人」管理制度

古屋 哲

(世界人権問題研究センター研究員、人類学・移民制度研究)

私がいただいたテーマは、「1990年以降の『外国人』管理制度」です。1990年は、「日系人受け入れ」として、ブラジルやペルー、ボリビアなど、南アメリカから人々が働きに来た、そういう時期でした。そのころから、私は市民団体の一員として、かれらの相談をスペイン語で聞き、入管との交渉もしてきました。今日のお話は、そうした経験の中から必要に迫られて学んできたことがベースになっています。

1. 「外国人の権利」の行き止まり——国家主権と外国人の追放

皆さんの手元の資料には、最初に坂中英徳という人の名前が出てきます。この人は最後に東京入管局長を務めて2005年に法務省を辞める人なのですが、1975年に、ある文章を発表します。いわゆる「坂中論文」です¹。この文章に対して、当時の在日コリアンの民族運動と支援の市民運動は、民族の同化を進める政府の意図を示している、と批判しました。しかしそれと同時に、この坂中論文は、当時はひどい無権利状態に置かれていた在日コリアンに市民的権利を認める、そのための基本的な考え方を示しているんだ、という評価もされました。

在日コリアンの民族運動と支援の市民運動は、1980年代に指紋押捺拒否運動で力を付け、1990年代になると、在日外国人の選挙権を要求する運動も始まります。その運動に対して、1996年と98年に坂中英徳が発言したのが、資料に引用した言葉です²。かれは「これ以上ない法的地位と処遇だ」と言いました。1991年

に成立、施行された入管特例法にもとづく「特別永住者」という在留資格について、「これ以上はないんだ」と言ったのです。最高だ、素晴らしいという意味ではありません。外国人であるかぎり選挙権は持てないのだ、退去強制からは逃れられないのだ、だから在日コリアンの権利の拡大は、そうした限界のある「特別永住者」でもうおしまいなんだ、という意味です。だから、それ以上は要求するな、と言っているわけです。

1970年代の坂中論文に戻りますと、坂中はその中で、当時はまだ批准されていなかった国際人権規約にも言及してますし、国際法の理解も、専門家からは異論があるかも知れませんが、大きく間違っていることはない私と考えています。私が坂中論文を読んだのは1990年代になってからですが、今日でも通用する部分は多いと思いますし、逆にこれを正面から論破するような議論というのは、残念ながら市民団体からも学界からも出ていないのではないのでしょうか。

その坂中が言うとおりの、外国人を追放する国家の権限は、まさに外国人とは何者かという概念を決める、そういう法律上の定義になっています。ですから、追放の問題を考えるときには、ほんとうに根本的なところから、私たちが生きる近代社会そのものを考え直す、それぐらいの姿勢で行くべきではないかと考えています。

2. 政策と行政——「外国人政策」の中心に入管管理行政がある

さて、私たちは、「外国人政策」や「外国人労働者受け入れ政策」について語ります。「外国人を、外国人労働者を受け入れるか、否か」、あるいは「すでに日本社会で暮らし、働いている外国人の権利をどうするか」といった論議です。そうした政策論議の中心にあるのは、「在留資格」、いわゆるビザです。この在留資格を運用するのが、まさに外国人の追放を実行する国家機関、すなわち出入国在留管理行政、入管行政です。そこでこれから入管行政を見ていくのですが、まずはざくっと歴史を見ておきたいと思います。

3. 入国管理小史

国家は外国人を追放する権限があるのだ、という先ほど見たような考え方がはっきり語られるようになったのは、16～18世紀にかけての近世ヨーロッパです。そのころの国家というのは今の国家とだいぶ違ひまして、主権者、つまり君主や王様のことです。君主が国家の領域、領土に権限を持っている、だから君主は外国人を追放してよい、ということになっていました。18世紀の後半になりますと、フランス革命などを経て、新しい国民の時代になります。ところが、国家の枠組みとなる主権とか領域とかいう考え方は、前の王様の時代からそのまま引き継がれてしまいます。

19世紀の末になりますと、今度は産業資本主義の時代になり、労働力の国際移動の時代になります。そして、その時に初めて、中央集権の国家機関として、外国人個人に対する入国管理と在留管理の法律、そしてそれを実施する政府機関がつくられ始めます。ですから私たちの知っている入管法制・行政の歴史というのは、それほど古いものではありません。

当時は、独立した近代国家はヨーロッパやア

メリカ大陸にしかありませんから、入管制度もまずはそうした国々で作られます。しかし日本でも他の諸国にならって、それほど遅れることなく、やはり19世紀末に最初の入国管理法制ができました。また、その後の日本の入管行政の歩みも他の国々と大体同じです。そのころから第2次世界大戦後数十年の百年近くの経緯は、ちょっと省略いたしまして、今日の私の話のテーマである1990年代以降の話に移ります。

その少し前、1980年代の後半から、政府内で外国人労働者の受け入れが政策課題として取り上げられ、その具体策について、労働省の職業安定課と法務省の入管局がそれぞれ検討を行いました。その一つの結果として、1989年12月に入管法の全面改正が成立して、翌1990年の6月に施行されました。これが、今日私たちが目の前に見ている「外国人労働者受け入れ」のスタートラインです。

この、今から30年ほど前の状況を大ざっぱにまとめますと、つぎのようになります。まず当時の検討では、外国人労働者を導入する制度を作るのであれば、その前提として、外国人の入国と在留をコントロールしなければならない、ということになりました。入国をコントロールするというのは、産業ごとに適切に人数を配分することです。在留をコントロールするというのは、労働が終わったら、あるいは決まった年数が経ったら帰国させることです。もっとも重視されたのは、一定期間ののちに確実に帰国させる、という「帰国保証」で、もしも多数の外国人労働者が帰国しないで日本に残るのであれば、それはコントロールの失敗だということになります。そうしたコントロールを実現する技術はまだない。だから、外国人労働者の受け入れを議論するのはまだ早い、まずは外国人の入国と在留を確実にコントロールする仕組み、とくに帰国保証を実現する仕組みを作らなければ

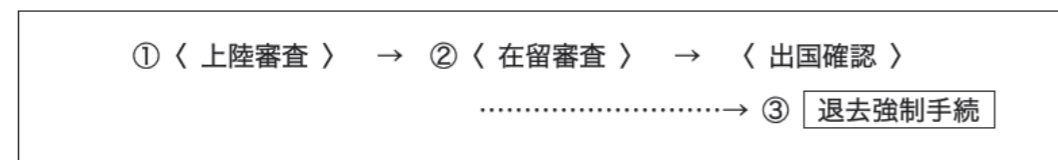
ばならない、ということになりました。これが1980年代末の到達点です。

1989年末の入管法の全面改正は、そうした仕組みを作る第一歩であり、なかでも重要だったのが、一つは在留資格制度の作り直しでした。もう一つは「不法就労助長罪」の新設で、入管法上「賃労働をしてはいけない」外国人を雇った者・企業を罰する刑罰でした。外国人をコントロールするために、外国人にかかわる社会的機関をコントロールする、という画期的な方法でした。もっともこれは、米国の入管制度の真似なのですが。これら二つによって、基本的な仕組みのその基本ぐらいはできた、だが、まだまだ満足のいくような制度ではない、ということになりました。

それからおよそ30年をかけて、入管局（現在は入管庁）を中心にして、それに労働省（現在は厚生労働省）や警察なども加わって、その時々の状況に対処しながら、修正を加えながら作り上げてきたのが、4年前の2019年4月に開始された「特定技能」という制度であり、またそれを支える現在の入管行政です。

この特定技能と入管行政にはこれからも修正が加えられるでしょうし、今もかなり大規模な入管法改正案が用意されています（2023年6月成立）。しかしここでは、取りあえず2019年時点の法と制度を一定の完成形だと見なすことにして、それを若干説明したいと思います。

図1 入管行政の三つの業務分野



4. 入管行政の業務と機構

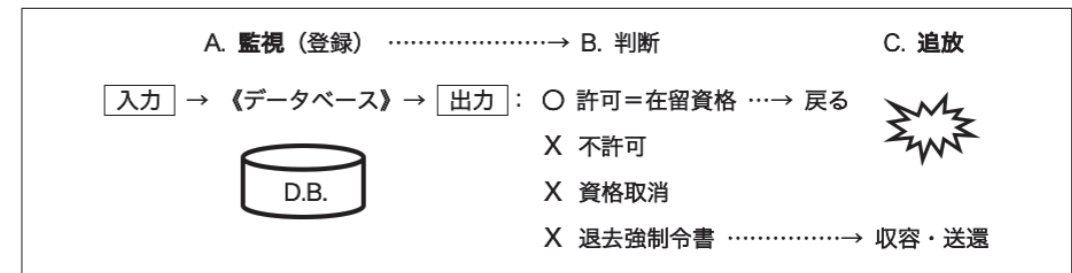
そもそも入管行政とは何なのでしょう。入管庁が編集する『出入国在留管理』という白書のような刊行物がありますが、そこでは入管庁の業務は3つに分けられています。第1に入国時点での審査と許可、それから日本にいる間、つまり在留中の審査と許可、そして3番目に何らかの理由で在留中に始められる退去強制手続きです。ここにざくっと図を書いておきました（図1）。国境をまたぐときに上陸審査があって、在留審査があって、そして出国確認はごくかんたんなおまけみたいな作業です。そして、在留中に何かがあると退去強制手続きにつながる、という流れです。

また、入管行政の機構について見ますと、2022年度の職員は6,181人でした。2000年度から22年間で約2.5倍とたいへん増えています。増えているのですが、他の法執行機関と較べますと、警察官は全国で30万人弱、自衛官は約24万人ですから、入管庁はかなり小規模です。この小さな機構で、全国300万人の在日外国人を管理するわけです。

5. 監視と追放の装置

さて、入管庁は3分野の業務をしているのですが、じつは、それらの本質的な仕掛けは一緒なんです。どういう仕掛けかというと、図2に示したように、中心にあるのは入管庁のデータ

図2 入管行政の業務の基本構造



* 入管行政とは「大規模な個人情報データベース + 追放の装置」= 監視追放複合装置 である。

ベースです。入管庁には巨大なデータベースがあって、そこに外国人の申請などの案件が個人データとともに入力される。データベースでは案件をいくつかの既成の「判断」にあてはめて、それが審査の結果として出力される（このような判断の仕方を典型的判断といいます）。出力される「判断」は、許可であったり、不許可であったり、あるいは在留資格の取り消し、退去強制令書というのがあります。肯定的な結果は「許可」だけです。許可の結果を受け取ってもそれで終わりではなく、しばらくすると、たとえば在留期間の更新のためにまた入力からやり直し、というサイクルになります。「許可」以外の出力は全部否定的で、それらは最終的には追放につながります。

この一連の過程のなかで、個人データをデータベースに入力して記録する、というのは、つまり監視ですね。それがいつまでも繰り返し続く。なんかの具合で追放に回されることもある。このように監視のサイクルと追放が合わさった仕組みが、入管行政の業務の基本的構造です。私はこれを「監視追放複合装置」と呼んでいます。

この装置がどのように作動するのか、これから説明します。まず、「B.判断」の種類とその基準を説明します。この判断には、上陸と在留の許可と、何種類かの追放があります。つぎに、

「A.監視」から「C.追放」までの監視追放複合装置を現実社会のなかで作動させるため、この三十年間にながら行われてきたのか、を駆け足で説明します。一つのポイントは、企業や学校、自治体など社会のさまざまな機関が入管行政に協力するように動員されていることであり、それが、比較的小さな行政機関である入管庁が数百万人の外国人のコントロールを実現している理由の一つです。

6. 上陸・在留の許可と在留資格

入管制度における「許可」とは、上陸と在留の許可、つまり日本にいてもよい、ということです。行政法における「許可」の意味を考えると、外国人はもともと日本にいてはいけない、国家の領域に存在することが禁止されている、ということになります。そして、個々の外国人について、事情を考慮して個別に禁止を解除する。これが在留を許可することの意味です。近代世界では、領域というのは独占的で排他的なものだ、と考えられています。

しかも、この領域というのは、単なる物理的な空間であるだけではなくて、社会的な空間、生活空間でもあります。したがって、在留の許可とは、人びとが暮らす社会と生活の空間に外国人個人を入れる、挿入する、という決定だと

いえます。

個人を社会生活の空間に挿入する、というのはちょっと変に聞こえるかもしれませんが、どんな社会でも、人は生まれてすぐに社会的な人になるわけではない。人が社会に入ってその一員になるためのプロセスがあります。これを「社会化」と言います。「まだ社会に入っていない人」である未成年者を社会空間に挿入する仕組みというのは、近代社会であれば、家族であり、学校です。家族や学校のなかである決まった成長を遂げた人が社会の一員になる。これが「社会化」です。望ましい社会化に失敗した人は、社会の外部である刑務所などに収容されることもあります。

このように考えると、入管制度というのは家族や学校の代わりをする、そういう仕組みだと言えます。ただし入管制度は、単独では人を社会化することはできない。入管制度は、外国人を家族や学校、企業などに結びつける。家族・学校・企業などに所属することで外国人が社会に挿入され、組み込まれ、社会化されることを、入管行政が確認し、監視するわけです。

そのため、入管制度において在留を許可するときには、一部の例外を除いてかならず、在留資格があたえられ、この在留資格に各種の条件

がつけられています。入管制度において在留の許可と在留資格とは、ほとんど同義語であって、在留資格のない在留の許可は基本的にありません。また、外国人が在留資格にともなう条件に違反したり、在留資格を取り消されたりすれば、在留の許可を失って領域から追放されることにほぼ直結します。

在留資格の付与とともに外国人に課せられる条件は、大きく分けて二種類です。

ひとつは「活動」または「身分・地位」です。入管法には、2023年現在、34の在留資格が定められていますが、その一つひとつに、日本において「行うことができる活動」または、日本において「有する身分又は地位」が指定されています。(表1)

別表第一の在留資格によって指定される「行うことができる活動」とは、「留学」や、「技術・人文知識・国際業務」(略称「技人国」)などと呼ばれるもので、つまりは、特定の就労・賃金労働や、それに準じる社会的活動のことです。「職業」という言葉とも、おおむね対応します。入管法には「行うことができる活動」と書かれていますので、これらの活動が在留資格によって許可されるように思われますが、そうではありません。許可されるのはあくまで在留であっ

表1 在留資格 (入管法別表から。2023年現在)

活動/居住	就労/非就労	上陸基準省令	資格の名称
別表第一 「活動資格」	就労資格	適用なし	一：外交/公用/教授/芸術/宗教/報道
		適用あり (高度専門職省令などの追加規則あり)	二：高度専門職1号/高度専門職2号/ 経営・管理/法律・会計業務/医療/研究/教育/ 技術・人文知識・国際業務/企業内転勤/介護/ 興業/技能1号/技能2号/ 特定技能1号/特定技能2号/ 技能実習1号/技能実習2号/技能実習3号/
	非就労資格	適用なし	三：文化活動/短期滞在
		適用あり	四：留学/研修/家族滞在
	(一部就労)	(特定活動告示)	五：特定活動
別表第二 「居住資格」	(制限なし)	(定住者告示)	日本人の配偶者等/永住者の配偶者等/定住者
		—	永住者

て、在留資格に指定された活動は、在留許可の条件であり、義務なのです。というのは、たとえば「留学」の資格をもっていて、留学の活動をしない場合、休学してしばらく大学に行かないときには、「留学」資格は取り消されて、この学生は日本を追放されてしまうからです。就労の場合も同じです。在留資格に指定された活動は権利ではなく、義務であり、強制です。

別表第二「居住資格」の4つの在留資格は、日本において「有する身分又は地位」を指定します。たとえば「日本人の配偶者等」という「身分」があります。これも、配偶者である日本人と同居し、互いに協力し扶助する、助け合う、という義務の性質を帯びています。

一般的には、学生である、企業の社員である、あるいは家庭のなかで配偶者や親である、といった社会的地位は、その社会におけるアイデンティティの根拠になりえます。就労と職業は、もちろん、生活の経済的な根拠です。しかし、外国人の場合、そうした社会生活の存在の根拠であるような地位が、存在そのものを否定する追放という制裁と結びつけられているわけです。この残酷な結びつきに、私は、ちょっと悪魔的な発想を、何か底知れない悪意を感じます。

在留資格とともに外国人に課せられる、もうひとつの条件は、市民的規範を守ることです。具体的にいいますと、軽微であっても犯罪を犯さないこととか、納税義務を守ることとか、生活費を自分で稼ぎなさいとか、社会保険や年金にも加入しなさいとか、そうしたことが、在留資格の更新や変更の手続きのときに求められます。これら一つひとつは、まあ常識的だと思われるかもしれませんが、現実社会を生きる人びとには、そうした市民的で常識的な規範をかならずしも守れない事情がありえます。例えば生活費を稼げない人にも、その人自身に、あるい

はその社会環境に、事情がありえます。犯罪を犯した人にも、事情があります。社会保険や年金に入っていない人もいます。本人の努力だけではどうしようもない、いろんなことがあって、その結果としてこれらの過ちや不足があるわけです。入管庁は、そうした事情は問わずに、結果として現れた特定の事象だけをチェックする。そうすることで、ちょっと逆説的ですが、各人の事情を無視しているのではなく、逆に、生活費を稼げないとか、軽微な犯罪を犯してしまうといった否定的な事情をもっている人びとを、問答無用で追放する仕組みがあるわけです。入管制度は、かならずしも外国人の生活の隅々に立ち入って監視するわけではない。そうではなく、社会生活の逃れられない急所をピンポイントで押さえて、そこで落ち度をみせないように本人たちに努力させるわけです。私は、ここにも底知れない悪意を感じます。

それは国民だって同じじゃないか、と思うかも知れませんが、市民的規範は、国民にも要求される。それはそうなんですけど、やっぱり外国人の場合が違うのは、良き市民であることをアピールし続けなきゃいけない。ちゃんとやりますよといつも訴えて、証明していないといけない。それに失敗すると追放されてしまうかもしれない。この辺がかなり違います。

以上のように、在留資格をとともう上陸・在留の許可とは、社会の外部の人である外国人を、社会生活のなかに挿入し、組み込む仕組みであり、その意味で家族や学校と較べられる制度だと言えます。しかしそれは、追放の力を背景にして、外国人を社会経済の体系に強制的に配置し、また同時に、社会の周辺に中途半端な市民として位置づける、そういう仕組みだと思えます。

7. 上陸拒否事由と退去強制事由

上陸・在留が許可されず、不許可になれば、領域から出ていけ、ということになりますが、入管法には、こうした許可と不許可の二分法とは別に、追放の判断・決定(上陸拒否や退去強制)とその条件(事由)が定められています。在留の許可と追放の決定は、追放の決定が優先されますから、たとえば「永住者」の在留資格をもっていても、退去強制事由に該当すると判断され

れば、追放の手続きがはじめられます。図1には、この関係が表示されています。

追放の条件は、表2に整理しました。分類項目は入管法には書かれておらず、私が整理し分類したものです。社会秩序を乱す者の追放として、①社会防衛1、②社会防衛2(道徳)、③社会防衛3(治安)。政治秩序を乱す者の追放は、④公安条項。そして⑤入管秩序を乱す者の追放、あるいは入管行政の実効性を確保するための事由です。

表2 入管法第5条と第24条

分類	第5条 上陸禁止事由 号：規定	第24条 退去強制事由 号：規定
①	1：感染症患者／2：精神障害者で介助者を伴わない者／3：公共の負担(生活保護)となるおそれのある者	—
② 道徳	5：麻薬関係の法違反で刑に処せられた者／6：麻薬等の不法所持者／売春に従事した者／7の2：人身取引に関与した者	4ハ：人身取引に関与した者／4チ：麻薬関係の法違反で有罪の判決を受けた者／4ヌ：売春に関与した者
③ 治安	4：一年以上の刑に処せられた者／9の2：別表第一の在留資格で、一定の罪により懲役・禁錮に処せられた者で、判決確定日から五年未満の者	4ト：長期三年を超える刑に処せられた少年／4リ：一年を超える刑に処せられた者。執行猶予をのぞく／4の2：別表第一の在留資格で、一定の罪により懲役・禁錮に処せられた者
④ 公安	5の2：国際会議等を妨害した前歴ないし退去強制歴があり、妨害するおそれのある者／10：第24条の公安条項で退去強制された者／11, 12, 13：体制破壊活動を掲げる政党・団体に属する者／14：日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがある者	3の2, 3の3：いわゆる「テロリスト」／4オ, 4ワ, 4カ：体制破壊活動を掲げる政党・団体に属する者／4チ：日本国の利益又は公安を害する行為を行ったと認定された者／4の3：短期滞在をもつ者で、国際会議などを妨害した者
⑤ 入管	9：上陸拒否・退去強制・出国命令で出国した後、上陸拒否期間を経過していない者	1, 2：不法入国者／2の2, 2の3：在留資格を取り消された者の一部／3：不法入国の幫助／3の4：不法就労の助長／3の5：在留カードの偽変造とその行使、それらの幫助／4イ：資格外就労／2の4, 4ロ：超過滞在者／4ハ：人身取引関係者／4ニ：旅券法違反で刑に処せられた者／4ホ：集団密航関連の罪および退去強制者の蔵匿・隠避の罪で刑に処せられた者／4ヘ：資格外活動の罪により禁錮以上の刑に処せられた者／4ル：不法入国・上陸の示唆・幫助／4の4：在留カード関連の罪により懲役に処せられた者／5, 5の2, 6, 6の2, 6の3, 6の4：仮上陸など臨時の上陸許可をもって上陸し、あるいは上陸審査で退去命令を受けて、のちに逃亡した者／7：出生後、在留資格を取得せずに在留する者／8, 9：出国命令を受けて期限を超過した者、出国命令を取り消された者／10：難民認定を取り消された者

* ①～⑤の分類については、本文を参照
 * 「号」の表記は以下のとおり。上陸禁止事由については、「4」は「入管法第5条第1項4号」。「9の2」は「入管法第5条第1項9号の2」。退去強制事由については、「4ハ」は「入管法第24条第1項4号ハ」。

の手続きをしてもいけない。

そんなこと当たり前じゃないかと思うかもしれませんが、入管法で在留資格が表1のように整理された三十年前は当たり前じゃなかった。私は最初から見ているのでよく知ってます。私が入管の事務所にいたら、小さな会社のおやじさんが怒鳴り込んでくるんです。うちで働いているマルコに何をやる、何で連れて行ったんだ、あいつはうちの娘の婿にするんだ、と。工場の跡継ぎにしようと思ったんですね。そんな話もありました。

それが30年かけて変えられました。今では外国人といえば、多くの人が、まずは在留資格のことを考える。そういうふうになり、かなり変わったな、と私は見てきて、思います。

では、この三十年間、入管行政は何をしたのでしょうか。まず1990年代、最初に、そして最も強力に進めたのは、在留資格の条件が守られていない不法就労だとか不法滞在だとかいった「不法状態」を摘発し、規制することでした。これをまっさきに、きわめて強力にやりました。入管庁の数十倍の組織力をもつ警察も積極的に動きましたし、警察の取締りを援助するための罰則も、入管法につぎつぎに新設されました(警察は、表2の退去強制事由ではなく、入管法の罰則にもとづいて捜査や逮捕を行います)。

ですから、在留資格は許可の条件ですけれども、それが社会のなかで実際に機能するようになったのは強制力のおかげだったのです。外国人を取り締まるだけじゃなくて、外国人に関わる人、外国人を雇った人やかくまった人も、数は少ないですけども見せしめ的に逮捕しました。こうして、2010年ごろまでにはオーバーステイの外国人がぐっと少なくなりました。それがまず一つです。

こうした取締りが一段落すると、取締りとは反対に見えますけど、今度は在日外国人の定着・

⑤にあたる退去強制事由の多くは、この三十年ほどのあいだに新設されました。「2号の2」のようないわゆる枝番が多いことから、それが分かります。しかし、それ以外の条件は、どこか古くさい感じがします。先ほど言ったように、入管制度は、19世紀末から20世紀初めにかけて欧米諸国で作られました。その時にアメリカ合衆国などで作られた追放の条件が大体そのまま残っている、ですからじっさいに古くさいんです。土井先生が戦後米軍統治下の沖縄の入管制度についてお話ししてくださって、追放の条件も説明してくださいましたが、これとだいたい同じでした。だからこれらは、新しく作った条件ではなくて、昔からあるものを踏襲しているだけです。テロ対策のように時々新しいものが挿入されますけれども、基本は一緒です。

ただし、⑤つまり入管行政の実効性を確保するための退去強制事由だけが、この三十年のうちに多数、新設されている。このことは、入管制度を設計している人びとが何を重視しているか、を明らかにしています。

8. 社会のなかの入管制度

以上が入管制度の監視と追放の基準です。しかし、監視も追放も、法律や規則に書き込まれただけでは現実には動きません。ではどうすればいいかという、入管の職員が働かなければいけない。外国人本人も決められたとおりに、例えば在留期間の更新手続きのために、入管事務所までのこのこ行かなければいけない。外国人に直接関わる人、例えば雇用主も在留資格に決められたとおりに外国人を働かせなければいけないし、市役所の職員も在留資格に応じて住民登録や国民健康保険の事務をしなければいけない。逆に在留資格がなくて追放の対象となる外国人は、工場で働かせてはいけないし、国保

定住化というものを認めるような在留資格制度の運用も始まります（本報告の68-70頁参照）。それから、在日外国人の生活環境整備を進める方針というのも打ち出されています。よく批判的に「日本には移民政策がない」と言われますが、私はそれは不正確だと考えています。さきほど在留の許可と在留資格のところ、入管制度は外国人を社会に挿入する仕組みだ、と言いました。このことが重要です。ただし、この仕組みのなかでは、一般に「移民」と呼べるような生活のあり方にたどりつくまでの過程が、あまりに条件が厳しく、あまりに時間がかかりすぎるので、そうした過程がまるで存在しないように思われることは、確かなのですが。

それから入管行政が行ったもう一つのこと、入管データベースの整備でした。先ほど入管行政の本体は巨大な個人情報データベースだと言いましたが、1960年代から、入管行政はその事務にコンピューターを導入してきました。そして2005年にこのコンピューターシステムの入れ替えと運用業務の全面的な再編（「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」と言います）に着手し、2012年ころに大枠としては一段落したようです。

このとき、入管庁内部のコンピューターシステムは大幅に改変されました（たとえば複数のデータベースが結合された）が、外部に見える形でなされた変更は、たとえば2007年11月の「新しい入国審査」（空港指紋採取など）や、2012年7月の「新しい在留管理制度」でした。後者では、それまでの外国人登録という制度が廃止されて、代わりに外国人も住民票に登録され、さらに住民票の登録（住民基本台帳）が入管庁のデータベースに接続されました。要するに、入管庁の複数のデータベースが内部で整備統合されて、外国人の個人情報がすべてそこに格納されることになったわけです。（図2の「入

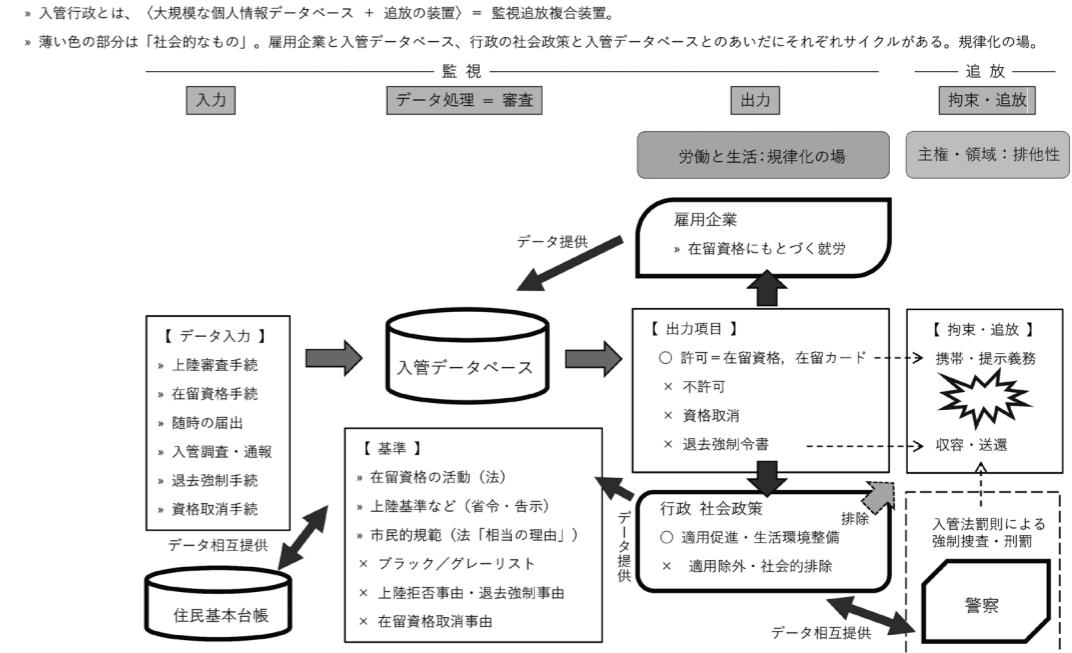
管庁のデータベース」は紙の台帳もふくむ比喻でしたが、2010年ころに現実のコンピューターシステムとしての統合された入管データベースが出現したわけです。ただし、データベースの結合にはかなり難しい技術上の問題があるようですから、厳密には「統合された入管データベース」は、やはり比喻にとどまる、というべきなのでしょう。）

さらに、入管庁内部のコンピューターシステムだけでなく、入管庁内部システムと外部との関係、つまりデータベースの入力と出力にも、これから説明するような改変が加えられました。こうして出現した社会全体にわたる入管情報システムの広がり、を、図2に書き加えるかたちで図3に示してみました。

まず出力の改変ですが、外登証（外国人登録証明書）が廃止され、代わりに在留カードが作られました。このカードには外国人の身元情報と住居地（住所）、そして在留資格のデータが印字されています（偽変造防止のため、同じデータが収納されたICチップも搭載されています）。これを外国人にもたせて、自分の個人情報と在留資格を、自分で表示させるわけです。現在、入管庁は企業に対して外国人を雇うときに在留カードを確認するように要請していますし、金融庁も銀行などに対して在留カードのデータを口座管理に利用するように指導してきました。ただし、在留カードは2025年までにマイナンバーカードと統合される予定になっており、そうなるとこの図がどう変わるのかは、まだ分かりません。

また、在留カードは、携帯提示義務といって、外登証とおなじようにいつでも身につけていなければならない、警察に求められれば見せなければならない、ということになっています。さらに在留カードには、関連するたくさんの罰則（刑罰）があります。カードを受け取らないと、

図3 社会のなかの入管制度



罰則がある。常時携帯にも提示義務にも罰則がある。カードの更新をしないと罰則がある。汚れて読めなくなったら再交付しないと、罰則がある。偽変造すれば当然のように罰則がある。とにかくカードにまつわる一挙一動に罰則があります。罰則があるということは警察が介入できる、さらには退去強制もできる、ということです。ですから、在留カードは外国人の身体を入管庁のシステムに縛りつけていると言ってよいでしょう。そのため、図3では、在留カードは「許可」ともなるものですが、同時に「拘束・追放」につながるものとして図示しました。

つぎにデータベースへの入力の変更です。これまで、入管データベースへの入力はおもに外国人自身の在留資格手続き（期間更新や資格変更の申請）でした。ところがこの数十年、とくに十年ほどのあいだに、外国人の「所属機関」、つまり外国人を雇っている企業や、外国人が在

学している学校に、その外国人の就労や就学の状況を入管庁に報告させる仕組みが作られ、拡張されてきました。また、社会政策を行う行政機関が、入管庁の問い合わせに対して外国人の個人情報を提供する仕組みも、少しずつ作られています。自治体の住民登録と厚労省の外国人雇用状況届出の制度は、入管データベースとほぼ直結しています。税金や保険年金、生活保護などの事務は、まだ情報が自動的に提供されるようにはなっていませんが、入管庁はこれらの行政機関のデータもスムーズに入手しようとしており、在留カードとマイナンバーカードが統合されると、この点についても大きく変わるかもしれません。さらに、警察の捜査情報データベースと入管データベースとのあいだでも、この数十年のあいだにさうとう風通しがよくなっています³。

図3には、こうしたデータの入力も図示して

あります。そこで、たとえば雇用企業を中心にデータの流れをみてみます。企業は、入管制度の「出力」にあたる在留許可・在留資格にあわせて外国人を雇用します。日常の労働現場でトラブルが生じるなど、なんらかの理由で労働者の就労が途切れると、それが入管庁のデータベースに「入力」されて、在留期間更新の不許可や在留資格の取消しなどの「出力」をもたらすかもしれません。技能実習制度の企業や、日本語学校・大学などでしたら、出席状況などさらに日常的な情報も入管に報告されます。このようにして、就労や就学を舞台にした情報のサイクルが作られています。行政の社会政策を中心にみても、やはり似たようなデータのサイクルがあります。

フーコーという人は、監獄や工場などで、監督者が人間の行動を一定の基準にあわせて微細に記録しながら調整し、対象者にあるきまった行動を効率的に行わせるという方法を、「規律化」という言葉で説明しました。図2や図3、そして「6.上陸・在留の許可と在留資格」で説明したデータの入力・出力と情報のサイクル、そしてそれらによる外国人の社会への配置と挿入は、フーコーが論じたような緻密な行動管理ではありませんが、基本的な考え方に共通点があると、私は考えています。

さて、以上で私の説明を終わりますが、私は図1～3に示したように、国境の内側、領域の内部で入管制度がどのように作られていて、どのように作用しているかを論じました。実は今日は時間が足りませんので説明できなかったのですが、技能実習や新しくできた特定技能という外国人労働者の受け入れ制度は、今日、説明したような仕組みの一部を、国境の外側、外国人の出身国にまで延長しています。そこには、さらに重要な問題が生じているはずですが、それはまた、別の機会に考えることにします。

- 1 坂中英徳は、元東京入国管理局長。1975年（増補1977年）に「今後の出入国管理行政のあり方について」、いわゆる「坂中論文」を発表し（坂中英徳『今後の出入国管理行政のあり方について』日本加除出版、1989年）、その後も社会に向けて著作や講演などで積極的に発言してきた。2023年10月20日死去。
- 2 当日資料には、以下の文を引用した。「これ以上ない法的地位と処遇」（坂中英徳『在日韓国・朝鮮人政策論の展開』日本加除出版、1999年：57）。「韓国籍・朝鮮籍の特別永住者として生きる人は、……韓国人・朝鮮人としての民族的アイデンティティ及び国民意識をできる限り長く持ち続けるとともに、在日の外国人としての立場を弁えて行動されるようお願いします。／今日の世界秩序の基本である国民国家体制の下においては、『外国人の地位』と『国民の地位』との間には越えられない壁があります。外国人の権利にはおのずから限界があり、最大限の権利が保障されたとしても、国政への参政権・国の統治権のような政治的権利と永遠の居住権は与えられません。これらの二つの権利は国民主権の原理あるいは国家の構成員としての地位に基づく国民固有の権利とされているからです」（同上：52）。「特別永住者は外国人の法的地位としてはこれ以上のものはない確固たる地位が保障されていますが、特別永住者といえども外国人の地位にある以上、日本の出入国管理の対象となり、無条件の居住権は認められません。法制上、一般外国人と比べて大幅に縮減されていますが、退去強制事由は残っています」（同上：53）。
- 3 古屋 哲「警備情報活動と出入国管理行政との関係について」青木理・梓澤和幸・河崎健一郎編著『国家と情報』現代書館、2011年：56-68頁。

総合討論

(パネリスト) 金美恵
土井智義
古屋哲
(司会) 秋山道宏

秋山：では、総合討論のほうに入りたいと思います。第1部では、体験者の経験も含めて「復帰」前のことを取り上げ、第2部では、「復帰」後から現在のことをお話しいただきました。会場の皆さんに質問を考えて頂くあいだ、ウェビナーに来ている質問から先にお答えいただきます。

米国統治下の在沖朝鮮人について

秋山：金さんに二つ来ていまして、一つが米国統治下の在沖朝鮮人はどれくらいいたのかという質問です。もう一つが現在どれだけの在沖朝鮮人がいるのでしょうかという質問です。まずこの二つをお答えいただけますでしょうか。

金：ご質問は米軍占領期の数でしょうか。

秋山：沖縄復帰前です。

金：復帰前ですね。今、手元にはないのですが私が確認している統計は二つありまして、一つが1970年8月31日付の統計で、それによると215名と記録されています。もう一つが1971年5月15日付のもので、ちょうど復帰1年前の5月15日付で出入域管理庁がまとめた名簿がありまして、それには約210名となっています。ですから大体200名前後の方たちが一応、統計上はいたというふうにお答えできると思います。あと現在ですね。2023年ということではよろしいでしょうか。

秋山：はい。

金：すみません、それはちょっと私、今手元に

資料がなくて申し訳ありません。ただ、先ほどお話しさせていただいた中で、在沖コリアン、在沖朝鮮人といった場合に、植民地時代に来た方たちとそれから65年の日韓条約、日韓国交正常化以降に韓国のパスポートを持って入ってきた方とさまざまな方たちがいるので、今そのご質問が全体のことになるのであればちょっと分からないのですが、あくまでもパスポートのない時代の話だけ触れさせていただきました。2023年1月時点での在沖韓国・朝鮮籍者の総人口については明確にお答えできません。すぐ調べることは可能かと思うので調べてみます。ありがとうございます。

秋山：ありがとうございます。では続けて、もう一つ関連する質問がきています。米軍統治下の沖縄では、在日韓国朝鮮人の在留資格や指紋押捺、金融機関融資や選挙権という権利の問題はどうなっていたのでしょうかというものです。これは金さんか土井さんでしょうか。

金：先ほど呉世宗さんの『沖縄と朝鮮のはざま』というご本を紹介しましたが、沖縄の朝鮮半島出身者たちについての歴史を米軍統治時代も含めてこの本が初めて通史として書いています。ですから現在ではこの本が一番詳しいかと思っています。私も大変この本に学ばせてもらっていますが、呉さん自身も書かれているように琉球政府の行政記録ですとか、米軍関連の資料でもっと明らかにしていく課題はたくさんありまして、私もまだ研究中というか調査中できちん

とお答えできるかわかりません。

呉世宗さんも著書の中で引用されたり参考文献であげている、韓国のイム・ギョンファさんという研究者がおられます。この方は先ほど紹介した1966年1月に『東亜日報』に寄稿した岡村さんの記事を最初に紹介した研究者です。私もイムさんの論文でこの記事のことを知って、『東亜日報』や『琉球新報』などの新聞記事を読みましたが、記事で紹介されている方たちの実体験のお話では、自身の出身地、本籍を証明するものが無いので、無国籍者となるしかなく、外国人として登録はされるが無国籍者なので在留資格がないということでした。これは私の推測ですが、「外国人登録」も実は難しかったのではないかと、つまり、全員が登録をしたわけではないと思うのです。それは「本土」でもそうですが沖縄の朝鮮人もパスポートを持って沖縄に来たわけでは無いので、その場合、「不法滞在」として身を隠しながらとどまっていた可能性も十分あると思われます。そういう方たちも多かったのではないかと推論——あくまでも推測ですけれども。先ほど私の報告の中でもお話したように、永住許可申請の制度が作られ、旧植民地出身者は、その居住歴で永住許可が下りる対象とはなりましたが、「外国人登録」、つまり非琉球人として登録することも難しかったことを考えますと、制度と実態に乖離があったのだらうと考えます。実態について引き続き調査したいと思います。

それから、金融機関の貸し出しとか、あと参政権のお話で言いますと、在日朝鮮人全体の話になりますが、1945年8月15日以降から選挙権はありませんので1945～72年の沖縄米軍統治支配時代も選挙権はなかったのではないのでしょうか。もし間違っていたら教えてください。金融機関の貸し出しについても一概には言えませんが、ただ制度として金融機関からの貸し出

しのできたのかということ、それはできなかったといえると思います。

日本本土の在日朝鮮人も、健康保険や年金制度から排除されていましたが、保険制度については一部、協定永住者が1967年から国保に入れたとはいえ、全体としては80年代になってようやく加入ができたという事情がありますので、先ほど言ったように、米国統治時代の沖縄はさらに日本本土の在日朝鮮人よりも不安定な状況だった、同じく無権利状態だったといえるだろうとお答えしたいと思います。

土井：私の報告で少し触れましたが、多少はわかる部分があります。例えば、参政権については、奄美返還後の1954年3月に参政権の資格が琉球列島本籍者に限定されます。それまでは、奄美を含む他府県籍者と同じく、米国統治以前から居住する朝鮮人や台湾人も参政権をもっていました。その後、1968年に琉球政府行政主席の公選が認められ、琉球政府立法院の立法によって参政権が「琉球住民」から「日本国民」に改定されたとき、非琉球人のうち他府県に戸籍をもち日本国籍が認められる人は、指紋押捺や強制送還を受ける立場でありながら参政権をもちます。とはいえ、高等弁務官の命令で、他府県籍の非琉球人が当選したとしても、行政主席に就任する権利は無効とされました。

その一方で、日本国籍が認められない非琉球人は、琉球政府立法の選挙法でも参政権が認められませんでした。沖縄の台湾人や朝鮮人は参政権が否定されたまま「復帰」を迎え、現在に至ります。

秋山：ありがとうございます。フロアの参加者のほうからいかがでしょうか。

金：よろしいですか。

秋山：はい。

金：土井さんに教えていただきたいことがありまして、先ほどのこととも関連すると思います

が、『沖縄タイムス』の1972年の8月26日付の記事の中で、これはいわゆる復帰直後の記事ですけれども、先ほどお話しした『東亜日報』などで紹介された方たちとはまた少し違う、朝鮮人の方たちの座談会の記事があります。「国籍問題が宙づりにされた」というタイトルの記事の座談会ですが、その中で「住民登録ができた」と語っている方がいらっしゃいました。そのことについてお分かりのことがあれば教えてください。

土井：それはお答えできそうです。米国統治期の沖縄は、ある意味で今の日本に近い状態で、1960年に施行された琉球政府立法院の住民登録法により、琉球住民だけでなく、非琉球人も住民登録することになりました。したがって、『東亜日報』の記事に出てくる方が住民登録をしたことは十分にありえます。ただし、非琉球人の場合、住民登録とは別に、当時通称で「外人登録」といわれた在留登録が義務づけられたことは言うまでもありません。

沖縄の「復帰」と「外国人」管理制度の変遷

秋山：では、会場からの質問をどうぞ。

会場 E：一つ目の質問は、日本復帰の1972年を通して管理規定が変わっていくので、その前から日本政府が準備をしていたことは調べてわかっていますが、実際のところ、日本復帰をしたことで何が違って、どういう問題が出てきたのでしょうか。二点目の質問は、在留韓国人についてです。1970年代に増えてきますが、その前からいた人もいます。どうして沖縄に韓国人が増えてきたのか、また何をして沖縄で暮らしていたのでしょうか。三点目は古屋先生への質問です。外国人政策の変遷についてみると、在留資格もどんどん変わっていると思います。先日始まった特定技能にも、日本在留の期限を

決めない、家族を呼び寄せてもよいという第2号という資格があって、入管制度のなかでも帰化制度に近づいていく方向がある気がします。そういうなかで帰化制度も、今後変わっていくだろうかということをお聞きします。

秋山：お三方、全員に質問が来ていますが、ウェビナーのほうでも1つ質問がありましたので、そちらも含めてお答えいただきます。ウェビナーの質問は、土井さんと古屋さんに対するものです。米国統治下、復帰運動に関わった欧米人が滞在許可、沖縄や日本での滞在許可を取り消されて送還されたという案件があるということです。現在も辺野古の運動に関わった人がビザを更新されないということが起こり得るんじゃないかとも推測されるということで、この点について何かご存じのことがあればお願いします。時間の都合もあるので、質問と合わせてお互いの報告への感想も話していただいて終わりにしたいと思います。では、古屋さんからお願いしてよろしいですか。

古屋：ご質問は、国籍とくに帰化の運用状況についてだと理解しました。私はさきほど、在留資格制度では、在日外国人の定着・定住化というものを認めるような運用がなされるようになった、と説明しました。典型的には、1990年代末から「日本人の配偶者等」や「定住者」という資格から、「永住者」資格への変更が比較的容易に認められるようになりました。近年は、「永住者」資格への変更は、毎年許可件数も許可率も低下しているのですが、それでも2022年末の統計では、3か月以上の在留期間をもつ在日外国人（「中長期在留者」）のうちもっとも多い在留資格は「永住者」で、全体の28%を占めています。

他方で、ご質問にあったように、2019年に始まった特定技能制度では、「特定技能2号」という資格が作られて、これは長期にわたって

日本で生活する、家族も呼び寄せていずれは永住することも認める、そういう資格になっています。また、2015年には「高度専門職」という在留資格も作られて、これも家族もふくめて日本に定住、永住しやすい資格になっています。この資格の目的は、いわゆる高度人材を日本に呼び込み、定着させるためのインセンティブにすることでした。つまり、「特定技能2号」と「高度専門職」は、経済的に価値ある労働者を日本に呼び寄せ、定着・定住化させる、さらには永住させるための手段として作られたわけです。

ご質問は、このような在留資格制度の運用があることを踏まえて、では外国人の定住化と永住資格のつぎは日本国籍の取得ではないか、国籍の実務はどうなっているのか、外国人が日本国籍を取得する帰化について何か変化があるか、帰化数は増えていないか、ということだと理解しました。

まず、在留資格と国籍とのあいだには、制度の基本的な考え方についても、制度の運用についても、たいへん大きな違いがあることを確認しておきます。じつは、移民政策研究でも、これらを「法的地位」と呼んで、一つながりの制度として語ることがあります。「定住化論」というのがありまして、そこでは移民はホスト社会に到着してから、時間が経つとその社会に定住化する、と考えます。最初は「よそ者」ですから、一時的な移住労働者としての法的地位（本報告書58頁、表1の「別表第一：活動資格」）をあたえて、市民権も制限する。時間が経つと定住化するので、比較的長期的に居住する移民の法的地位（表1の「別表第二：居住資格」、さらには「永住者」）をあたえて、市民権も拡大する。そして時期が来れば完全な市民と呼ぶうほどに定住化するので、国籍をあたえ、完全な市民権を保障する。これは、在留資格と国籍という「法的地位」を説明するモデル

だとのことでした。

しかし私は、これはミスリーディングな考え方であって、現実の法制度から抽出したモデルではないし、「あるべき」理念的なモデルでもありえないと考えています。国籍と在留資格とは、たしかにどちらも国家が人にあたえる法的地位ですが、その原理も機能もかなり異なります。また、そうした法的地位と、人が社会で生きるために必要な権利のあり方とは、たしかに国家は関連づけようとはしますが、しかし原理的に無関係です。そしてそもそも、移住者がホスト社会に「定住化」という想定も、現実の移住者の生活を一部しか説明できません。

とはいえ、この定住化論は、現実の入管制度と外国人政策に一定の影響をもってきましたし、いまでももっています。冒頭に紹介した1970年代の坂中論文は、在日朝鮮人はすでに「日本化」しているのだから、「安定した法的地位」をあたえるべきであり、さらにそうすることでさらに「日本化」が推進される、と主張しました。

2000年の法務省「出入国管理基本計画（第二次）」は、「長期にわたり我が国社会に在留する外国人の定着の円滑化」という項目を設け、そうした外国人が「より安定した地位を持って我が国に滞在できるよう、『永住者』あるいは『定住者』の在留資格の運用について検討していく」と述べています。そして同じころ、じっさいに「永住者」資格の許可件数が増加しました。しかし、その後「永住者」資格は、毎年許可件数も許可率も低下しています。

在留資格について言えば、現在の入管庁は、一部の移住者を「永住者」までもっていくことは、たしかに考えている。ただ、かれらの権限の範囲からいっても、「永住者」までは語れるが、国籍については管轄外です。そして、現在の入管制度は、労働者として導入して一定期間後に必ず帰国させる部分と、「永住者」まで持って

いく部分というのは峻別しようとしています。とはいえ、一定の移住者に「永住者」を認めるという方針は、かなり抑制的ですが、あることはある。だから、「移民政策がない」という批判は、状況を把握できていないと思います。

それでは国籍と帰化はどうでしょう。じつは、近年の入管行政はたいへん饒舌なのですが、それに対して国籍・帰化行政は、寡黙です。ほとんど何も言わないので数字を見るしか仕方ありません。統計を見ると帰化件数は、近年増えてはいます¹。ただ、増え方はわずかで、その中には帰化条件が緩和される日本人の配偶者や日本人の子も入っていますので、帰化行政一般——帰化の条件が緩和される旧植民地出身者や日本人の親族をのぞいた外国人一般の帰化件数——の傾向については、語る事が難しい。

ですから、ご質問にお答えしますと、今の時点で言えるのは、在留資格については「永住者」資格にいたる過程については、ある程度は考えていて、限定的だが推進している（ただし、「永住者」資格を取り消す制度を作るという逆方向の措置も準備しています）。国籍と帰化についてはちょっと分からない。これぐらいの感じだと思います。

シンポジウムを振り返って

秋山：ぜひシンポジウム全体についても一言お願いします。

古屋：今日はほんとうに勉強になりました。私はこれまで、国籍を絶対化してはいけないと考えてきましたし、そのように論じもしましたが、今回、米軍占領下の沖縄の入管制度について教わって、国籍とは異なる基準による入管制度が成立しうるし、じっさいに存在したことを知りました。国籍だけではない区別がなされていて、それはある種の地域秩序の構想に基づくもので

した。土井先生が本の中で説明されていますが、米軍はその支配下に置いた広い地域のなかで住民管理を考えていた。沖縄に加えてフィリピンの話もありましたが、同じ時期に朝鮮・韓国、そして日本、そうした米軍が管轄していた各国、各地域で同じような住民管理をめざす入管制度が作られ、運用されていたようです。私も日本の入管制度を考えながら、ついつい日本の領域支配とその外部、日本国民と外国人、という二項対立で考えがちですが、そうではない観点を教わりました。

ですから、広い地域のなかで国籍は絶対の区分ではない、ということが、まず一つありました。さらに国籍それ自体についても、私は去年、論文を書いたんですけど、日本の国籍制度を見てもわりとアバウトなところがあって、規則を現実に合わせている時にいろんなずれが生じています²。国籍は、私たちが思いがちな絶対的なものではない。神秘的だとか、すごい意味を持っているとか、そういうものではない。たんなる行政上の記号に過ぎない。このことは念頭に置いておいたほうがいいと思います。そうしたことを今日あらためて確認いたしました。ありがとうございます。

秋山：では金さんお願いします。

金：なぜ1970年代に在留する韓国人が増え、どのように暮らしていたのかというご質問でしたが、答えられる範囲でお答えしたいと思います。今私が知っている限りでは、1966年頃から季節労働者として韓国から沖縄に——パイナップル工場ですとか、サトウキビ関係ですとか、製糖業ですね。そのような季節労働者としてきたのが始まりだと聞いています。それから次に多かったのはやはり1972年の日中国交正常化に伴って台湾との関係が断たれたことで、それまで台湾から来ていた労働者の代替として韓国から季節労働者がたくさん入ってきたとい

うことはよく読んだりしました。

あとは、沖縄に限ってということにはならないと思いますが、韓国からのいわゆる「ニューカマー」といわれる人たちが80年代に、沖縄に限らず全国的にですが、全体的に出稼ぎや移民労働者としてやって来たということもあると思います。現在、なぜ沖縄に韓国の方が多いのかということについては私もまだ勉強不足で、これから考えたいと思います。

先ほどの古屋先生のお話についての感想を話したいのですが、私は沖縄の朝鮮人、とくに旧植民地出身者の歴史について調べ始めるなかで沖縄の歴史について色々学ぶうちに、先生が今おっしゃったように国籍問題について揺らいだり、相対化したりすることを繰り返すことがあります。国籍というものが必ずしも絶対的にアイデンティティーと同一化するのではない、単なる記号に過ぎないかもしれないと考えたことがあります。それは沖縄という地域がそのように考えさせるということがあるかもしれません。ただ、一方で、やはりその単なる記号かもしれないものが権力を纏っていたり、それが支配の道具になったりすることも事実あると思いますし、また先ほどお話に出てきたことでもありますが、国籍を奪われたり国籍が無い者にとっては回復したいものとして、自己のアイデンティティーの回復と深く結びついているものとして機能することもあるのではないのでしょうか。雑駁な感想で申し訳ありません。それから最後になりますが、今日の非琉球人についての奄美大島の方々の経験を伺っていて、国籍ではなく本籍で「琉球住民」と「非琉球人＝(外国人)」を分類したことの特殊性を改めて深く考えさせられました。どうもありがとうございました。

秋山：ありがとうございます。では最後に、企画の中心でもあった土井さんには、質問の回答と全体のまとめも含めてお願いします。

土井：まずフロアのEさんのご質問にあった、「復帰の時にどういう問題が起きたのか」という点についてお答えします。「問題」をどう想定するかにもよりますが、私なりに答えると、諸問題がどういう枠組みで検証されたかと拡張的に考えてみたいと思います。これは、私の報告でふれた「復帰」による非琉球人の「分岐と持続」に関係します。日本に国籍が認められる奄美やその他の他府県籍の非琉球人は、1972年5月14日まで明確に在留許可証の常時携帯を義務づけられる立場だったが、「復帰」によって全面的に入管の対象外になりました。しかし、日本国籍のない非琉球人は、日本の法律により継続して「外国人」として管理され続けたという事実があります。いま入管という制度自体についての議論があると思いますが、誰を対象にしているのか、ダメなのかというだけでなく、そもそも、そのような制度が存在として耐えうるものなのかということも含めて考えてもいいのではないのでしょうか。少なくとも「復帰」の頃、2万人以上に及ぶ他府県籍の非琉球人が「市民」化したことに対して、沖縄や日本全国でもあまり反対がなかったということはどうとらえるべきでしょうか。とりわけ米国統治下の沖縄では、日本「本土」からの労働者や在沖奄美出身者に強制送還を適用するためにこそ入管制度がつけられたという歴史からみて、またこの制度が管理の対象や正当化の理由を臨機応変に変えて維持されたことも踏まえ、入管の存在自体を問い直すことに繋がっていいと私は信じます。また、もし「復帰」が21世紀初頭にあったなら、沖縄を含む日本の社会は、諸権利が制限され、強制送還の適用対象者であった「外国人」の一部を、たとえ国籍や「日本人意識」が同じであったとしても受け入れてくれるだろうか、私は疑問を覚えるところがあります。そう思うのは、私の研究自体、この20年ぐらいの沖縄をめぐ

る人の区分の再編や激化に対する一定の危機感から始めたからですが、誰がここに住むべきかどうかという線引きを前提とせず、「共生」を求める可能性から「復帰」も歴史化できればと思います。

次に、欧米出身者への送還事案ですが、関連していえることは、1960年に米国の旅券をもつ人なら自由に入域できるようになったという問題です。自由入域といっても、もちろん自由な居住を認めるものではなく、一定期間以上住む者に在留登録を強いるものでした。当然、米国は、日本「本土」から来る日本国籍者にそういう「自由化」を認めるわけにいかないの、自由入域を自国の旅券携帯者だけに認めたことを公にしたら批判が起きるからと、布令の改定ではなく米国民政府の指示という運用レベルで制度変更を行いました。ただ、その時、米国民政府はあることを懸念していました。それは、沖縄にいる民間の米国市民を強制送還できるかどうかということです。もちろん米国市民であっても、米軍要員でないかぎり非琉球人なので強制送還は可能です。おそらく基地関係業者の利害を考えて米国が自国民の入域を緩和した結果、皮肉にもグローバルな軍事的覇権の要となる沖縄に、自国の旅券をもったアクティビストが入ってくることを阻止できないというジレンマを抱えることになりました。この点は、私たちが入管批判をする上で、たんに国籍上の「差別」にとどまらないクリティカルな問題を提起すると考えています。つまり、移動や居住の管理自体を拒否することで開かれる可能性の問題です。

また、古屋さんへの質問に関連して、日本から送出国に対するアプローチの問題が出てきました。これは多分日本だけでなく、世界各地で生じている問題であり、ある国の入管政策が他国の領域内の施策と結合するという意味で、た

とえば近年オーストラリアがナウルと協定を結んでナウル国内につくった収容所の問題にも繋がる重要な論点だと思います。それを考えた場合、1960年くらいから集団就職で沖縄から多くの労働者が日本「本土」に渡航しました。この問題も、ある意味では現在の送出国に対するアプローチといえるかもしれません。たとえば、沖縄の教育現場で、「本土」に就職するために「共通語」を含めて対応をせまられたこともこれに該当するのではないのでしょうか。もちろん、集団就職には非琉球人も入っており、彼らの場合、琉球政府による職業あっせんから排除された点も忘れずにおきたいものです。そして重要なことに、集団就職で日本「本土」に行く人数が増加したことで沖縄の労働者が減少しますが、その打開策として、当時の国民党の反共政策も絡まり合いつつ台湾から労働者が導入されます。1972年に日中が国交回復し、日本が中華民国と断行した結果、台湾から「復帰」後の沖縄に労働者を導入できなくなり、それで韓国から労働者が来ることになりました。先行研究でも指摘されていますが、いわゆる「単純労働」とされる人を導入する制度は、琉球列島が日本でないことによって可能となり、それが復帰特措法として「復帰」後も5年間ほど継続しました³。いま日本の全国的問題となっている移民労働力の問題は、米国統治期以降の沖縄の歴史から再検討すべき点があると思います。「外国人」をめぐって沖縄を定点観測の現場としてみることで、どのようなことが起き、何が起きなかったかということから現在の入管制度に対する新たな発見ができないのでしょうか。沖縄自体が労働力を送る側という立場でもあり、かつそれによって、ある種の単純労働力の受け入れ問題が生じ、それが復帰特措法で認められるという複雑な経緯が沖縄の歴史にあります。そして、それは同時に「復帰」後の日本入管史でもありま

す。皆さまからのご質問は非常に刺激的な問題提起でした。

また金さんの報告に対しては、とくに日本の旧植民地出身者との関係で、沖縄の米国統治期以降の展開を踏まえてどう考えることができるかと考えさせられました。近年では、「琉球処分」以降の沖縄を、全面的に日本の「植民地」だったとする観点を前提にする議論さえみられます。しかし、私自身は、多くの沖縄出身者が「琉球人」という名称とともにレイシズムを受けた歴史と同時に、都道府県の一部として旧「内地」だったという事実は軽視できないと考えます。こうした「植民地」めぐる用語のインフレのなかで、沖縄にいる旧植民地出身者の存在の議論がなかなか立てられないという現状があります。戦後も沖縄にいた旧植民地出身者のなかでは、とりわけ集団として見えるのが台湾の人です。たとえば、松田良孝さんの本などで確認していただきたいのですが、石垣島の台湾出身者は、1947年から1951年にかけて島内で居住地を強制的に移転させられた経験があります⁴。ただ、米国統治下の沖縄では、入管制度でいうと、日本「本土」の在日朝鮮人のように旧植民地出身者が主要な対象となって形成されたのではなく、同じ「内地」出身者こそが主な管理対象でした。日本の植民地支配の「遺産」と入管制度再編の関係に差異があります。沖縄の歴史は、戦後の入管制度がその成立過程においては主要な標的とはしていなくても、帝国日本時代から続く旧植民地出身者に対する抑圧と結果的に結合し、一貫して暴力的な抑圧装置となった歴史性を重層的な観点から開示できるかもしれません。

最後ですが、私はとりわけ強制送還の適用対象に着目し、「非琉球人」「外国人」と包括的にみましたが、基本的にそれは管理する側の基準に過ぎません。権力が送還体制を正当化するな

かで臨機応変に人を記号として外国の「国籍」に結びつけることもあれば、金さんのご発言にあったように、植民地支配からの解放を嘯みしめる人びとがそこに全く別の意味を込め、ポスト植民地国家の「国籍」に自己を結びつける動きもありました。同じ「外国人」「国籍」という言葉も、込められた意味や歴史性が変わりうる。このあたりは、今後深めるべきですし、また意識せざるをえない課題だと思いました。

おわりに

秋山：では最後に、体験者の話も伺った第1部も含めて、土井さんに全体のまとめをお願いします。それで、終わりにしたいと思います。

土井：冒頭でも申しましたが、本企画はタイトルに「外国人」という言葉を掲げました。ここでは、居住するために指紋押捺を強制されたり、権利が制限される、場合によっては送還される人、さらには慣習的に別の地域や国家の領域に「帰る」べき者とみなされる人びとを広く「外国人」ととらえてみました。「外国人」とは誰かということを考えると、少なくとも米国統治期以降の沖縄の歴史からは、けっして国籍に還元できないことは明らかです。「外国人」とされる人がおかれた状況から沖縄の歴史をみること、権力機構と社会が亀裂を孕みながらも、その対象を臨機応変に変えつつ「外国人」という存在を生みだし続けていることがみえやすくなり、その発見は沖縄以外の地域にとっても意味をもつと思います。

いま沖縄社会において人の区分が深刻化しつつあるならば、それをどのように考えていいのか。基地問題を含む「沖縄の人びと」の近現代史上の苦難と、沖縄における「外国人」への差別的処遇を批判することが、あたかも二者択一であるかのように選択を迫る言説に圧されつつ

ある現在、私たちが特定の場所で共在する／しうる人びとといかに「共生」を創出できるのかという課題にもつながると思います。私の研究は、日本に国籍がある「非琉球人＝外国人」を中心に調べてきたので、様々な限界があります。とりわけ、在沖の朝鮮半島出身者や、私たちがいま沖縄で出会う海外からきた人——近年、とくにネパールの人は県人会もつくって活動がよく伝わりますが——、いま日本語で「外国人」といわれうる人をフォローできていません。私だけではできなかった問題を金さんと古屋さんにお話しいただき、また当事者の内山さんと古賀さんからは、居住する地域・世代・ジェンダー等の点でお互いに全く異なるご経験をお聞きすることができました。私にとっては、このような経験をした／する人びとと、どのように「共に生きる」のかという課題をもう一度考え直す機会に恵まれました。個別具体的には、沖縄を通して現れる人の区分を検証しながら、ひいては日本の帝国主義から米国の沖縄統治や広域支配の問題、そしてグローバルな資本主義に接近し、そこからまた問いを沖縄に折り返すことに繋がるなら、今回のシンポも少しは問題提起の場になったかと思っています。皆さんも、それぞれのご関心から受け取っていただけたら幸いです。ありがとうございました。

秋山：ありがとうございます。時間をオーバーしましたが、この時間では足りないほど、多様な議論ができたのではないかと思います。土井さんは、沖縄国際大学の南島文化研究所の特別研究員でもありまして、このテーマを沖縄だけにとどめずに広げたいということで、今回、当研究所も後援をさせていただきました。また本企画は、明治学院大学国際平和研究所（PRIME）との共催ということで、会場にはPRIMEの資料もお配りしています。本日の模様は、PRIMEの『Occasional Papers』というシリー

ズで記録を刊行する予定もありますので、機会がありましたら、参加された皆さまも手に取っていただければと思います。「復帰」50年の節目は去年でしたが、沖縄の社会状況もこの半年、1年ぐらいで相当に変化しているようです。そういったなかで、この「外国人」問題から「共生」というものをしっかりと見つめていく必要があると思います。それでは、本日はここで終了にしたいと思います。ご参加いただいた皆さま、ご登壇いただいた皆さま、ありがとうございました。

- 1 帰化を許可された者（帰化者）は、1990年は9,904人、2020年は9,079人だった。その間、1995年から2009年までは1万5千人前後と増え、ピークの2003年には17,633人が帰化を許可された。帰化者の国籍を見ると、旧植民地出身者とその子孫をふくむ「韓国・朝鮮」「中国」は減っており、「その他」（内訳は公表されていない）は1990年の220人から2020年の2,085人と大きく増えているが、数が小さく、ここにも帰化条件が緩和される日本人の親族がふくまれるので、本文で述べたとおり、一般の外国人に対する帰化行政の傾向を語ることは難しい。
- 2 古屋 哲「国籍の周縁——戦前日本人南米移民の子孫と日本国籍（事例）」世界人権問題研究センター『研究紀要』第26号、2021年：39-72。
- 3 外村大・羅京洙「1970年代中期沖縄の韓国人季節労働者——移動の背景と実態」『移民研究年報』第15号、2009年：77-95。八尾祥平「戦後における台湾から「琉球」への技術者・労働者派遣事業について」『日本台湾学会報』第12号、2010年：239-253。
- 4 松田良孝『八重山の台湾人』南山舎、2004年。高田公民館記念誌編集委員会編『高田 50年の歩み』高田公民館記念誌編集委員会、1996年。

あとがき

秋山道宏

(沖縄国際大学准教授、PRIME 客員所員)

わたしは、今回、本報告書で記録化した「復帰」50年国際シンポジウムに準備段階から関わり、開催地である沖縄国際大学の責任者としても協力させてもらった。そのような立場からも、当事者との対談や現地およびオンラインで行われた活発な議論も含め、貴重な報告書として形にでき、みなさまにお届けできたのは望外の喜びである。

さて、2022年という年は、「復帰」50年という節目でもあった。ここでは、「あとがき」として、この節目に開催された本シンポジウムの意義とユニークさについて二点指摘しておきたい。

まず、一つ目として、このシンポジウムは、「復帰」という節目の意味を根本的に(かつラディカルに)問い直す試みとして位置づけられるだろう。というのも、「復帰」50年において、この「世替わり」への関心は高く、歴史的な意味を批判的に問う試みも沖縄内外で行われていた(「復帰」自体を拒否する「反復帰論」などを含め)。その一方で、「世替わり」を懐古的に扱い、既存の沖縄イメージをなぞるものや、日本本土と沖縄の非対称な関係性を指摘し、相互の<溝>の存在を強調するような見方もあった。たとえば、後者については、沖縄タイムス社らが実施した意識調査において、米軍基地の縮小を求める「沖縄」(61%)と、現状維持を求める「日本本土」(41%)との意識のギャップが強調されていた(『沖縄タイムス』2022年5月11日)。

このような「復帰」に対する認識の問題点はどこにあるだろうか。おそらく、それは「復帰」50年という「歴史」を扱っているようにみえながら、「米国統治とはなにか」「そこに生きた人びとはどのように生きたのか」という歴史性を欠いた点にあるのではないか。本シンポジウムのテーマと関連づけて言えば、そのような傾向は、「外国人」イコール米軍関係者(軍人・軍属)とのみ捉えることや、「ウチナーンチュ」と「ナイチャー」という人的な区分を昔からあるものとして自明視してしまう認識と密接につながっている。

これに対し、シンポジウムでは、歴史性へと光をあてることに徹底的にこだわったと言える。第一部では「外国人=非琉球人」管理制度の変遷をたどると同時に、「非琉球人」として生きた当事者の経験を丁寧に聞き、また、第二部では、日本本土の入管体制へと組み込まれるなかでの「外国人」のおかれた状況を、在沖朝鮮人と移住労働者の視点から明らかにしている。

本シンポジウムのもう一つの意義であり、かつユニークなのは、うえのように「外国人」を捉えることにより、一見すると人口に膾炙したものとされる「共生」自体の意味合いを問い、それを転換させた点にある。すなわち、「沖縄社会」と「外国人」(ないしは「ナイチャー」)という排他的な「まとまり」(共同体といっても言い)を前提とし、そこでの共存や交渉といった関係性を「共生」と捉えるのではない。むしろ、その人的区分や線引きそのものがいかにつくられるのか、また、沖縄に暮らす/生活する人びとをある排他的な「まとまり」へと仕立て上げ、同時に「他者」を創出し、管理の対象としていくのか。これら統治のあり様を「共生」というテーマは浮かび上がらせるのである。

また、同時に、第一部でも指摘されていたように、「非琉球人」に対する管理や排除は、「統治者たる米国側の上意下達には還元できない、住民社会に内在する協力的姿勢も見逃すことができ」(17頁)ず、沖縄社会の側からある種の社会管理への欲求によっても支えられていたと言える。統治のあり様に加え、「沖縄社会」自体への問いかけもまた、「共生」という問題に内在する重要な論点をえぐり出し、「排外主義」という現代的課題(日本や世界にも共通の)を沖縄から考えることにも道を開くものだと言えるだろう。

少々俯瞰的な「あとがき」となってしまったが、本シンポジウムが提示した二つの意義は、「復帰」50年の「後」を生きるわたしたちにとって抜きにできない重要なものとなるのではないだろうか。

最後に、本報告書をお読みいただいたみなさまへの感謝を述べるとともに、このような貴重な機会に携わらせてもらったことを、土井智義氏をはじめとするPRIMEのメンバー、企画に当初から関わったメンバーにも謝意を述べ、結びとしたい。

PRIME
Tokyo, Japan

明治学院大学国際平和研究所 (PRIME) について

明治学院大学国際平和研究所 (International Peace Research Institute, Meiji Gakuin University = PRIME) は、1986年4月、明治学院大学国際学部設立と共に、同学部の附属研究所として発足し、その後、1988年4月には、全学の研究所となりました。世界平和の諸条件の学問的解明と、学内外の平和研究の振興を主な目的に活動しています。とくに、普遍的視点からの地域問題への取り組み、社会性あるいは時代性のある研究、学際性の高い研究に重点をおいて、研究者ばかりでなく、広く市民に開かれた平和研究の拠点となることを目指しています。

PRIME Occasional Papers (プライム・オカージョナル・ペーパーズ) 第9号

2024年2月11日 発行

[発行人] 阿部浩己

[発行所] 明治学院大学国際平和研究所

〒108-8636 東京都港区白金台1-2-37

TEL : 03-5421-5652 FAX : 03-5421-5653

URL : <http://www.meijigakuin.ac.jp/~prime/>

[責任編集] 土井智義

[編集委員] 篠崎美生子

阿部浩己、猪瀬浩平、野沢慎司、長谷部美佳、

平山恵、土井智義

[印刷所] アド印刷株式会社
